

アジア・太平洋戦争下における東亜同文書院の変容

——いわゆる「評価問題」と「止揚の諸契機」に着目して——

大島隆雄

〈愛知大学名誉教授、東亜同文書院大学記念センター客員研究員〉

目次

はじめに

第1章 東亜同文書院の大学昇格と専門部の付設

第1節 東亜同文書院大学の設立と専門部の付設

第2節 東亜同文書院大学と専門部の展開

第2章 東亜同文書院（大学）の日本型ファシズム体制

への編入

第1節 日本型ファシズムのイデオロギー・組織・法律

第2節 靖国神社の建立と意義

第3節 日中戦争期における学園のファッショ化

第4節 太平洋戦争期におけるファッショ的支配の強化

第3章 東亜同文書院（大学）の軍事動員

第1節 通訳従軍

第2節 軍事教練の導入と強化

第3節 徴兵猶予停止と徴兵年齢の引き下げ

第4節 キャンパスの兵営化

むすび

はじめに

本稿は、拙稿「近衛文麿と東亜同文会・東亜同文書院——その関係を中心に——」（愛知大学東亜同文書院大学記念センター『年報』第2号所収、2008年3月）と直接関連して、東亜同文書院が、アジア・太平洋戦争下で、とくに1937年勃発の日中戦争以降蒙った種々の変化をできるだけ全体的に明らかにしようとするものである。そのことを通じて本稿は、従来、厳しく論じられてきた東亜同文書院の「評価問題」、すなわちそれがいわゆるスパイ学校であったのか、それとも健全な高等商業学校や商科大学であったかの問題に対して、ひとまず筆者なりの回答を与えたいと思って

いる¹⁾。そしてもう一つ、東亜同文書院大学は、アジア・太平洋戦争に敗北した結果、廃校になる。その後間もなく、その止揚形態として、同文書院大学の教職員・学生が中心になって愛知大学が創立される。ここではその止揚の諸契機が、書院大学の末期においていかに形成されてくるのかにも注目している²⁾。

幸い私たちは、この分析に役立つ基本的な文献として、滬友会編纂の2冊の東亜同文書院大学史をもっている。『東亜同文書院大学史』〔1955（昭和30）年刊〕——以下、『旧大学史』と略す——と、『東亜同文書院大学史』〔1982（昭和57）年刊〕——以下、『新大学史』と略す——、がそれである。これらは相当詳細なものであって、大学と学生の

動向についての多くの基本的な史実をクロノロジカルに提供している。筆者もこれを出発点として尊重することはいうまでもないが、それらの史実はややバラバラに示されていて、かえって統一した大学像を構成できない怨みがある。

本稿はこの基本的史実を、かつて東亜同文会が刊行していた『事業報告書』の史料で補いつつ、さらに新たな史料を加えて異なる視点で分析し、その分析した諸側面を総合したいと思う。この新たな史料を与えてくれるのは、霞山会編の2冊の浩瀚な史料集、『東亜同文会史』〔1988（昭和63）年刊〕と、『東亜同文会史 昭和編』〔2000（平成15）年刊〕である。これらは実に貴重な新事実の宝庫となっている。さらに最近では、外務省外交史料館所蔵の東亜同文会や東亜同文書院関係史料が、「アジア歴史資料センター」を通じてインターネットで公開されており、私たちは、前記史料集に収録されていないさらに貴重な資料に接近することができるようになっている。

第1章 東亜同文書院の大学昇格と専門部の付設

第1節 東亜同文書院大学の設立と専門部の付設

1921年に3年制から4年制になり、そして「専門学校令」が適応されて正式に専門学校になった東亜同文書院は、日中戦争に入った段階の1939（昭和14）年12月、「大学令」の適用をうける予科2年・商学部3年の東亜同文書院大学に昇格した。さらに同大学には、太平洋戦争段階の1943（昭和18）年4月に3年制の「専門部」が付設された。本章ではそれらの過程や構造その性格などを解明しておきたい。

1. 東亜同文書院大学設立申請書提出までの経緯

1937（昭和12）年7月7日の蘆溝橋事件に端を発した日中戦争は、最初、華北に拡大し、同年8月13日には第2次上海事変となって、華中に飛び火し、全面化していった。同文書院は、「大

旅行」中の4年生を除き、夏季休暇中であったが、虹橋路校舎は租界外にあったため、同月15日には中国側に接収された。そのため大内暢三院長は、同校舎での新学期からの開講は不可能と考え、一時、長崎の旧女子師範学校に移転させる措置をとり、10月18日からそこで開講した。その間、日中戦争はますます拡大し、11月3日から4日にかけて、虹橋路校舎は中国兵の放火によって、烏有に帰した。同文書院は、すぐその隣接した地区にあったが、当時は重慶に疎開していたため、日本軍が中国から接収していた中国国立交通大学の海格路校舎を外務省・陸軍省から借用し、翌38年4月17日にそこで授業を再開する。

この日中関係の悲劇的な大激変に当面して、同文書院は、この長崎移転と上海復帰の時期に、その組織と性格を変えるいくつかの過程をたどり始めた。『新大学史』は、そのことについて、「……この頃から、大内院長をはじめ教職員、同窓の間に、書院を大学に昇格して時勢の推移に対応すべしとの意見が起こり、在學生もまた学生大会を開催して大学昇格を決議し、これを院長に提出するに至った。」³⁾と書いている。

長崎移転中から上海復帰後にかけてのほぼ1年間に書院内部の検討が進み、1938年7月11日、この昇格問題がはじめて経営団体である財団法人同文会の理事会の議題にのせられ、本格的な討議が行われた。以下その内容の要点を紹介しておこう⁴⁾。同理事会の出席者は、理事長岡部長景、常務理事津田静枝、理事の井上雅二、林毅陸、大内暢三（同文書院長）、荻野元太郎、伊東延吉、長与又郎（東京帝大総長）、赤池濃、阿部信行、白岩龍平、そのほか同文書院教頭馬場敏太郎、同文書院臨時事務委嘱齋藤重保であり、大内と馬場は夏季休暇中とはいえ上海から上京してきていた。なお会長近衛文麿（当時内閣総理大臣）と一宮、堀内、児玉の各理事は欠席している。

議事録によれば、冒頭まず大内院長から次のような説明がなされた。「戦後ノ工作ニツキテハ既ニ各方面ニ於テ夫々計画ヲ進メラレツツアルモ最

モ重要ナルハ之レヲ動カス人材ノ養成ニシテ既ニ書院モ今日相当ノ基礎ヲ有スル以上率先シテ其任ニ当ラザルベカラズ之レ書院ノ使命ヨリ云フモ当然ノ事ニ属ス而シテ以上ノ使命ヲ遂行スル為メニハ其実際ニ当ル外指導者の立場ニ居ルニ充分ナル実カト資格ヲ有スル人材ヲ養成スルコトヲ要ス然ルニ現在日本ノ社会ニ於テハ各方面共履歴採用ヲナシツツアリテ其慣習ハ容易ニ脱却スルコトヲ得ザルモノト認メラル、其上遺憾ナルハ専門学校ト大学出身者トノ間ニ差別的待遇ノアル事ニシテ甚タ不合理ナルカ如クシテ然モ動スベカラザル傾向ナルカ故ニ之レニ順応スル為メ此際書院ヲシテ最高学府タル資格ヲ具有セシムル為メ現在専門学校制度ヲ一段進メ大学制ニ改組セントス尚学制ハ予科二年学部三年計五年トシ……」と。最初の「戦後ノ工作」とは、日本が中国に勝利したあと生ずる中国経営のことを意味している。当時の日本は、いま以上に学歴主義であり、大学の卒業生は上級管理や政策決定に参加する高級官吏や指導的人材を生み出すが、専門学校卒業生は実務的な中級官吏や中級指導者になると位置づけられていたので、このように説明されている。大学予科の修業年限は、「大學令」(1918年)の13条で、3年でも2年でもよかった⁵⁾。

ついで馬場教頭から、学則について補足説明がなされたが、その中には、これまでの同文書院の性格を保持しようとする次のような発言があった。「……又学則ニツキテ最モ意ヲ用ヒタルハ支那ノ政治、経済、社会、文化ノ如キ方面ノ実情ニ関スル研究ニツキ權威アル学府タラシメタキ点ナリ第二ニハ同文書院大学ハ将来一面実務的人材ヲ養成スルト共ニ一面ニ於テハ指導的人材ヲ養成セントシ夫レニハ或ハ国家試験ニモ応シ得ルガ如ク此両道ニカケテ課程ヲ編成シタリ……」と。

その後討議に入って、林毅陸理事より、設置費用に関して国庫補助について懸念がないようにせよとの要望的意見がだされ、また井上雅二理事より、「……学生ノ数モ増加スベシ……」との意見に対して、大内院長は、「大学ニスレハ五年制ニ

ナリ毎年百六十人ヲ收容スルトシ完成ノ暁ハ丁度八百人トナル」と答えている。これまでは1学年せいぜい132名以下であった。さらに伊東延吉理事から、カリキュラムについて、大学としての一般的な専門科目の充実をはかる一方、日本、中国、東洋に関する科目を増やすようにとの意見が出されている。因みにこの伊東は、文部省内部で日本精神派の領袖であり、学生思想を取り締まる1937年発足の教学局の局長であり、その前から1934年設立の「国民精神文化研究所」やその下部機関「教学錬成所」の所長にもなっていた人物であった⁶⁾。こうした質疑応答の中でとくに注目すべきは、赤池濃理事が「本案ニツキ外務省及軍部ノ意向ハ如何」と問いただしたのに対して、院長は、「東亜同文書院ヲ将来向上発展セシムル必要ノアル事ハ外務省並ニ軍部方面ニ於テモ之ヲ認め居レリ又軍部方面ニテモ曩ニ支那事変ニ際シ学生ノ出動勤務ノ成績ニ鑑ミテモ痛切ナル認識ヲ有シ松井前司令官ノ如キモ又同意見ニシテ最モ理解シ居ルモノハ軍人ト官吏ナリ」、と答えている。松井とは、1937年当時、中支那方面軍司令官であり、同年12月のあの南京攻略を指揮した司令官松井石根⁷⁾であり、後述する同文書院の従軍通訳は彼の指揮下の諸部隊で働いた。こうして、同文書院の大学昇格案は、この理事会において最終決定ではなかったが、基本的に了承された。

同文会もほぼ決定したところで、大内院長は、従来通り専門学校のままでも良いのではないかとの意見も残っていた同窓たちの意見を結集するために、同年8月1日、「東亜同文書院の昇格に就き敢て同窓各位諸氏に懇ふ⁸⁾」という檄文を送付している。その内容は、基本的には、彼が同文会理事会で説明したのと同じであるが、身うちに話すためか、一部いささか生なましく語りかかっている。……我が日本内地より大陸に進出する知識階級の者も必ずや今後夥しき數に上ることでありませう。然し乍ら之等の人々の多くは恐らく支那の實情を未だ深く究めてをらないものが多かろうと存じま

す。」と述べた後、そのため同文書院卒業生が、その東道役すなわち道案内人にならねばならないことを指摘し、次のように続けている。「然し乍ら此の東道役の任にあるものの實力なり、資格なりが、東道されるものから軽んぜられ、或は自ら氣遅れするようなことであつては、単に一個の通辯たるに止どま」る、ようなことがあつてはならないと説明している。「知識階級」とは勿論広義であつて、実業家や官吏等も含まれている。

こうして東亜同文会は、同年11月9日、東亜同文会会長、公爵近衛文麿の名前で主務官庁たる外務省の外務大臣有田八郎宛に、「東亜同文書院大学設立申請書」を提出した。因みに近衛は当時はその第1次内閣の総理大臣であつた。同申請書は、最初の「設立主意書」から、「設立ノ順序」、「学則」、「位置及校地」等、最後の「経費及維持ノ方法」までも含む膨大な書類であつた。

2. 設立申請書の主な内容

意図された昇格目的や大学の基本構造を知るために、まずは、「設立主意書」の全文と「学則」の第1章「総則」のみを掲げておく。

東亜同文書院大学設立主意書⁹⁾

「本会ハ、上海ニ東亜同文書院ヲ創立シテ以来約四十年、其ノ間各府県ノ派遣ニ係ル多数優秀ナル青年ヲ養成シ、之レ等ハ永年ニ亘リ日支提携ノ連鎖親善ノ楔子トナリテ、平和的事業ニ従事シ、或ハ往年滿洲事変、又這回ノ支那事変ニ際シテハ、従軍シテ皇軍ノ行動ヲ助クル等、邦家ニ貢献スルコト少カラサルトコロ、今ヤ日支ノ関係ハ、現下ノ事変ヲ契機トシテ劃期的変革ヲ来シ、将来益々多数有為ノ人材ヲ大陸ニ送ルト共ニ、其ノ育成ノ上ニモ一段ノ向上進歩ヲ必要ト認メラレルニ付、従来ノ専門学校ヲ改メテ、更ニ大学ニ昇格シ、国家思想ノ涵養、及人格ノ陶冶ニ留意シ、商業ニ関スル學術ノ理論及応用ヲ教授シ、並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ、以テ興亜ノ指導的人材ヲ練成セントス」（ルビは引用者）

東亜同文書院大学学則¹⁰⁾

第1章 総則

第1条 本大学ハ大学令ニ依リ国家思想ノ涵養及人格ノ陶冶ニ留意シ商業ニ関スル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ以テ興亜ノ指導的人材ヲ養成スルヲ目的トス

第2条 本大学ハ学部、大学予科及研究科ヲ以テ構成ス

第3条 本大学ニ商学部ヲ置ク

第4条 学部ノ修業年限ヲ三年トス

第5条 研究科ノ研究期間ヲ二年以上トス

第6条 大学予科ノ修業年限ヲ二年トシ高等普通教育ヲ施スト同時ニ本大学学部ニ入ラント欲スル者ノ為メニ必要ナル学科ヲ教授ス

「設立主意書」において、「……国家思想ノ涵養、及人格ノ陶冶ニ留意シ、商業ニ関スル學術ノ理論及応用ヲ教授シ、並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ……」とあり、「学則」第1条にも同様の表現がみられるが、これはなにも設立予定の東亜同文書院大学だけが国家主義的教育を重視するという意味ではなく、「学則」第1条にも「大学令ニ依リ」とあるように、適応される1918（大正7）年の「大學令」には、「第1条 大學ハ國家ニ枢要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」¹¹⁾とあり、それに対応させているのである。しかし、「設立主意書」には、従来東亜同文書院の「中日輯協」の役割と並んで、無造作に滿洲事変や支那事変への従軍による「皇軍ノ行動ヲ助クル等」のことが強調されており、「興亜ノ指導的人材ヲ練成セントス」とあり、同様に「学則」にも、「興亜ノ指導的人材ヲ養成スルヲ目的トス」とあるのが、同文書院大学の特徴となっている。

ところで次に来る「東亜同文書院大学設立順序」に若干注意しておく必要がある。そこでは、大学予科、学部の発足年次、最初の卒業年次、専門学

表1 東亜同文書院大学予科学科課程

科目	毎週授業時間		
	第1学年	第2学年	計
修身	1	1	2
国文及漢文	4	3	7
支那語	9	10	19
英語	6	6	12
歴史	2	3	5
地理	2	—	2
哲学概論	—	2	2
心理及論理	—	2	2
法学通論	—	2	2
商業通論	2	—	2
簿記	3	2	5
商業数学	—	2	2
自然科学	2	—	2
体操及教練	3	2	5
武道(剣道、柔道、弓道ノ1ツ履修)	1	1	2
合計	35	36	71

勤労作業ハ必修トシ隨時之ヲ課ス

出典：外務省外交史料館、H430、2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、0037~0038、

校の学生募集停止、最終的廃止年次が規定されている。それによると専門学校生の募集停止は昭和13年4月、昭和14年4月より大学予科の学生募集が開始されると謳われている。しかし最後の但し書きでは、「若シ昭和14年4月1日迄設立認可無キ時ハ認可ト同時ニ東亜同文書院第1学年生徒ヲ大学予科一学年ニ編入ス」¹²⁾と規定されていた。そして実際には、後述のように認可が遅れたため、このようになった。

しかし何と言っても教育上重要なのは、「学則」29条に記載されているカリキュラムである。それは予科については表1のようになっていた。

これを見るかぎり、専門学校時代の1、2学年で学ぶ科目と大差なく、やはり中国語、ついで英語が重視されていた。しかし日本高等教育の反動化の波のなかで、租界外の中国領内にあったため、その導入が遅れていた教練が、すでに1938年秋から同文書院にも取り入れられていたため、また文部省による日本精神の発揚政策のなかで、教練と日本武道と、それに臨時に課す勤労作業が必修科目として教科課程に組み入れられている。

次に学部の場合は、単位制になっており、1学

年毎週2時間の授業を1単位、1学期毎週2時間か1学年毎週1時間の授業は半単位とされる。そして科目は必修学科目と、選修学科目に分かれ、後者はさらに第1類と第2類に分かれている。そして第1類から5単位以上、第2類から4単位以上を修得せねばならないとされた。表2はその必修学科目であり、表3は選修学科目である。

ここに見られる特徴の第1は、専門学校時代には細分化されずに一般的に教えられていた科目が、大学のそれに相応しくより専門化され分離されていることである。なるほど法律・政治関係の

表2 東亜同文書院大学商学部必修科目(各学年毎週授業時間数)

学科目	第1学年	第2学年	第3学年	合計
東亜精神史(日本精神史及東洋思想史)	2	2	2	6
憲法	2	—	—	2
東亜論策	—	2	2	4
民法第1部(総則、債権)	4	—	—	4
民法第2部(物権)	—	2	—	2
商法第1部(総則、商行為)	—	2	—	2
商法第2部(会社、手形)	—	2	1	3
経済原論	3	—	—	3
経営学原論	—	2	—	2
経済史	2	—	—	2
日本経済思想	—	2	—	2
世界経済事情第1部	2	—	—	2
世界経済事情第2部	—	2	—	2
世界経済事情第3部	—	—	2	2
東亜資源論	—	—	2	2
植民政策	—	—	2	2
財政学	—	—	2	2
金融論	—	2	—	2
商業政策	—	2	—	2
会計学	2	—	—	2
統計論	2	—	—	2
貿易論	—	2	—	2
保険論	—	—	2	2
交通論	—	2	—	2
国際法第1部(平時)	—	2	—	2
支那時文及尺牘	2	2	1	5
支那語	5	2	—	7
商業英語	2	—	—	2
外国書講読	2	—	—	2
教練	2	2	2	6
武道(剣道、柔道、弓道ノ1ツ履修セシム)	1	1	1	3
合計	33	33	19	85

調査旅行ハ必修トシ第2学年夏季休業中ニ於テ之ヲ課ス
出典：外務省外交史料館、H430、2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、0028~0029、

表3 東亜同文書院大学商学部選修科目

選修学科目ハ第1類及第2類ニ分チ第2学年以後ニ於テ履修セシム 但第1類ノ学科目ハ5単位以上、第2類ハ4単位以上ヲ履修セシム

第1類 学科目 毎週授業時間	第2類 学科目 毎週授業時間
日本文化(日本文化史及一般文化) 2	倉庫論 1
貨幣論 2	国際法第2部(戦時) 2
貿易実務 2	行政法第1部(総論) 2
銀行信託論 2	行政法第2部(各論) 2
会計監査 1	政治学 2
市場組織論(取引所論ヲ含ム) 2	民法第3部(親族相続) 2
商品学 2	刑法第1部(総論) 2
景気論 2	刑法第2部(各論) 2
工場経営論(工業会計ヲ含ム) 2	民事訴訟法 2
経済統計 2	刑事訴訟法 2
経済学史 2	外交史 2
国際経済論(外国為替論ヲ含ム) 2	工業経済論(工業政策 企業財政論) 2
	農業経済論 2
	経済地理第1部(満支) 2
	経済地理第2部(南洋) 2
	科学概論 2
	民族学 2
	社会学 2
	英語 2
	上海語(第1部) 2
	(第2部) 2
	福建語(第1部) 2
	(第2部) 2
	広東語(第1部) 2
	(第2部) 2
	独逸語(第1部) 2
	(第2部) 2
	仏蘭西語(第1部) 2
	(第2部) 2
	露西亞語(第1部) 2
	(第2部) 2
	蒙古語(第1部) 2
	(第2部) 2

本條ニ規定シタル授業科目ノ外必要ト認ムルトキハ教授會ノ決議ヲ經テ隨意科目又ハ特別講義ヲ設クルコトアルベシ

出典：外務省外交史料館、H 430、2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、0030~0031.

科目の分化は、法学部におけるほど、また経済関係のそれは経済学部ほど専門化されてはいないが、商学部として商業、経営関係の必要科目を完備して、それに関連科目として、法律、経済関係科目をそろえているから立派な内容といえる。しかし第2に、やはりその時代に規定されて、東亜精神史、東亜論策、東亜資源論といった東亜を冠した科目が設けられていること、そして予科の場合と同様、教練、武道が必修となっている。そし

て第3は、同文書院あるいは同大学に対して時として貼られた悪評、スパイ養成学校と関係するような科目は、ここでは微塵もみられないということである。ここでスパイとか諜報員とかいうのは、前線あるいは敵の後方に忍び込んで敵側にはもちろん、味方にさえも隠密に行動し、作戦上必要な情報をえて、種々な手段、場合によっては通信機などをも用いて、味方に伝えるような厳密な意味における情報要員のことである。同文書院大学の通常の授業に関してはそのようなものは見出されない。それは商科大学のそれであった。

ただ若干疑わしく思われるものに、学生の行う必修の調査旅行、いわゆる大旅行があった。例えば35期の富田清之介は、彼が1938年に実施した調査旅行について、次のように書いているからである。「我々三十五期生の大旅行は、真の意味における大旅行ではなかつた。というのは旅行すべきところが多く戦場になつていたためで、(中略)したがつて我々は占領地区の調査を主体として北支方面六班、中支方面二十班、南支南洋方面四班として出発したのであるが、軍特務部からの委託調査があり、このため随分苦勞した。(中略)軍から東亜同文書院中支調査班の腕章が支給され、畑部隊特務部から占領地帯通行及び宿泊などに関する一切の便宜を与えるようにとの証明書や通行許可書が発給され、まるで軍にぶら下がった軍のための旅行のようになってしまつた。」¹³⁾と。なるほどこれは、軍特務部から委託を受けて軍のために調査をしたことを示している。しかしそれは占領地区が中心であつて、しかも腕章をつけて公然となされており、厳密な意味でのスパイ活動とはいえない。

さて、学生定員の1学年約100名から160名への増加、加えて上記のようなカリキュラムの豊富化によって、担当する教員の増員が当然予定されていた。設立申請書は表4を掲載している。予科教員は初年度から必要であり、2年度まで増加するが、あとは不変である。学部教員数は、学部発足の3年度から必要となり、学部完成年度の5年

表4 学部及び大学予科教員定員数（以下教員ハ凡テ専任ナリ）

		1939(昭和14) 年度 (第1年度)	1940(昭和15) 年度 (第2年度)	1941(昭和16) 年度 (第3年度)	1942(昭和17) 年度 (第4年度)	1943(昭和18) 年度 (第5年度)
大学予科	日本人	14	22	22	22	22
	支那人	3	5	5	5	5
	外国人	1	2	2	2	2
	小計	18	29	29	29	29
学部	日本人	—	—	10	29	33
	支那人	—	—	5	5	5
	外国人	—	—	4	4	4
	小計	—	—	19	38	42
合計		18	29	48	67	71

出典：外務省外交史料館、H 430, 2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、0079.

度までに著しく増加する。しかもこれらの教員はすべて専任が予定されている。実際にこの定員が充足されたかどうかについては、次節で検討しよう。

ところでこの東亜同文書院大学という高等教育機関は、どのような資金によってどのように運営されようとしたのであろうか。つまり同大学の財政問題、その収入・支出の構造である。「設立申請書」は、この非常に興味ある問題について、設立年度から完成年度までの「予算表」という形で示してくれている。

表5は、その初年度にのみ現れる臨時費、即ち施設・設備費についてである。同文書院大学は、中国側から日本が接収した交通大学の校地・校舎を用いて発足する。それでも、教職員住宅や学生寄宿舍が新規に必要な。また交通大学は工科系の大学で、文科系の大学が使用するには設備の改装が必要であった。こうして初年度臨時費が必要となるが、それは100%国庫補助金で賄われることになる。

ついで表6は、初年度の経常費予算を示している。経常費はその後も完成年度まで、いや大学が存続する限り発生するが、あとの年度もその構造は基本的には変わらないので、ここでは初年度のみを表示しておこう。まず若干の支出項目についてのみ説明すると、俸給、諸給、在外手当は、教

表5 東亜同文書院大学予算表 昭和14年度 臨時費

科目	金額(円)	科目	金額(円)
国庫補助金	284,000.00	新築費	
		寄宿舍	81,198.00
		使丁住宅	5,020.00
		煙突	2,000.00
		石炭庫	800.00
		改造費	
		寄宿舍	23,969.50
		学生食堂及浴室	3,385.00
		職員住宅	34,763.00
		同	3,025.00
		教室	3,000.00
		付属工事費	
		暖房工事	57,683.30
		衛生工事	22,000.00
		電灯工事	5,536.00
		瓦斯工事	1,500.00
		什器設備費	
		寄宿舍	20,480.00
		教室	8,854.00
		住宅	3,666.00
		設計監督費	
		設計監督費	7,120.20
(収入合計)	284,000.00	(支出合計)	284,000.00

出典：外務省外交史料館、H 430, 2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、0081~0082.

職員に支払われるものである。諸給とは諸手当のことであろう。その次の被服費、食費、週給は、基本的に学生のために支出される費用であったと思われる。すなわち学生に対しては支給品制度があつて、衣服その他の日常必需品が学校から支給されていた。食費は全寮制の学生の食事代が中心であったと思われる。そして週給とは週末に学生

表6 東亜同文書院大学予算表
昭和14年度(大学設立第1年度) 経常費

収 入		支 出	
科 目	金 額(円)	科 目	金 額(円)
国庫補助金	367,263.00	俸 給	154,028.00
学 資 金	342,540.00	諸 給	46,767.50
医局収入	800.00	在 外 手 当	77,140.80
雑 収 入	899.78	被 服 費	33,390.00
		食 費	65,936.00
		過 給	39,384.00
		学 業 品 費	24,225.00
		調 査 旅 行 費	33,570.00
		体 育 費	6,500.00
		図 書 費	60,015.00
		研 究 費	20,609.50
		医 局 費	6,820.00
		文 具 印 刷 費	1,863.00
		通 信 費	6,557.00
		車 馬 費	8,335.00
		旅 費	13,900.00
		交 際 費	2,200.00
		営 繕 費	20,150.00
		器 具 費	5,000.00
		雑 給	41,476.48
		水 道 費	7,200.00
		電 燈 費	9,350.00
		瓦 斯 費	1,800.00
		薪 炭 費	14,150.00
		地 代 家 賃	196.00
		火 災 保 險 料	564.00
		消 耗 品 費	1,300.00
		雑 費	1,300.00
		利 息	115.00
		儀 式 祝 典 費	2,660.00
		予 備 費	5,000.00
(収入合計)	711,502.78	(支出合計)	711,502.78

出典：外務省外交史料館、H430、2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、0082~0083。

に渡されていた少額の小使銭のことである。その他多くの支出項目があるが、それに充当する収入は、概括的にいって、半分が国庫補助金、半分が学資金からなっていた。そして学資金は、また、県費生と呼ばれた公費生に対して府県が支払う費用と、私費生が支払う学費とに分かれる。公費生と私費生の比率は、年度によって変わるが、この時期はほぼ半々か公費生の方がやや多い。従って東亜同文書院大学の経常費は、厳密な意味での国家から下付される「国庫補助金」が約50%、府県から支払われる資金が約25%、合計、約75%が広義の公的資金によって賄われることになる。

この経常費の収入構造は、表7が示すように、大学発足から完成までの5年間を通じて、基本的に同じである。さらにいえば、東亜同文書院がこのように強く国家資金に依存する体質はそれ以前にすでにでき上がっていた。「設立申請書」は全く興味深くも、1924(大正13)年から1938(昭和13)年までの収入実績について次のように報告している。臨時費は、昭和2年から同13年まで、すべて国庫補助金で通算622,570円49銭、経常費は、大正13年から昭和13年までの通算で、国庫補助金で2,618,600円、学資金で3,721,195円61銭、利息及雑収入で128,009円74銭であった¹⁴⁾。

表7 東亜同文書院大学予算表 経常費収入構成 ()は構成比

科 目	1939(昭和14)年度	1940(昭和15)年度	1941(昭和16)年度	1942(昭和17)年度	1943(昭和18)年度
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
国庫補助金	367,263.00 (51.6%)	405,172.00 (52.4%)	433,150.00 (53.5%)	471,272.00 (55.3%)	450,474.00 (49.9%)
学 資 金	342,540.00 (48.1%)	366,300.00 (47.4%)	374,220.00 (46.3%)	379,500.00 (44.5%)	450,780.00 (49.9%)
医局収入	800.00 (0.1%)				
雑 収 入	899.78 (0.1%)	800.28 (0.1%)	800.28 (0.1%)	800.28 (0.1%)	800.28 (0.1%)
(合 計)	711,502.78	773,072.28	808,970.28	852,372.28	902,854.28

出典：外務省外交史料館、H430、2-3 東亜同文書院関係雑件、大学設立関係、00082~00089より筆者作成。

3. 設立認可までの経過

1938（昭和13）年11月8日に「設立申請書」が外務省に提出されて以後、まず翌年1939年1月、政府案として議会上程されて可決された¹⁵⁾。

こうして認可がいつあってもいいように、同文会会長近衛は学長の決定を行い、3月18日、大内暢三を学長に任用することを申請している¹⁶⁾。

同年5月2日、同文会理事会では、東亜同文書院大学の「……学長ニハ現書院長大内暢三氏ヲ又予科長ニハ大内院長ノ推薦ニ係ル現教頭馬場敏太郎氏ヲ任用スルコトトシ可決確定」¹⁷⁾したとあるから、ここで会長近衛の決定を追認したことになる。

同文書院には勿論、教授会があり、それはこれまでも、教務関係はもちろん、例えば1930年の学生の学園民主化闘争や1937年の通訳従軍問題などに対して真剣に対処してきたが、院長の選挙権はもっておらず、その決定権は同文会理事会、むしろ同文会会長にあったのである。

それでも正式認可が遅れていった理由には、一つは私立大学を設立する場合に用意しなければならない供託金問題があり、いま一つは主務官庁をどこにするかの問題があった。これらの問題は既に3月31日の同文会理事会で報告されていた¹⁸⁾。そのため、5月段階で同文会会長近衛（当時首相）は、外務大臣有田八郎宛に次のような申請を行った。「……今回之ヲ大學令ニヨル大學トナシ其目的ヲ達成致度候然ルニ其設立費ハ政府ノ補助金ニ依リ又維持經營モ各府縣及父兄ノ納付スル學資金ノ外凡テ國庫補助金ヲ以テ支辨致居候次第ニ付今回ノ大學設立ニ關シテハ特別ノ御詮議ヲ以テ供託金免除ノ御取計相願度此段奉願候也」¹⁹⁾。

この供託金問題は従来私学が、大学を設立する場合、いずれの大学も頭を悩ませた問題であった。1918年の「大學令」第7条は、「前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス、……」²⁰⁾として、その

供託を義務づけていた。それは1大学あたり50万円、1学部増すごとに10万円であった。「大學令」にもとづき、大学に昇格していった私立大学は、その頃すでに財政的基礎の固まっていた早稲田、慶應義塾を除き、明治や関西大学などその資金の調達に四苦八苦した経験をもっている²¹⁾。しかし東亜同文書院大学の場合は免除されたのである。

次に同文書院大学の主管問題であるが、3月段階では共管であった文部省、新たに組織された興亜院、いずれも内容については異議なしの意志表明をしていたが、8月1日の理事会内の特別委員会では、「……興亜院ハ其所管ヲ同院ニ移管スル様外務省ニ申送リタリ……」²²⁾と報告されている。興亜院とは、第1次近衛内閣時の1937年10月1日に宇垣外相の反対をおしきって設置された、中国の占領地域に関して外交を除くすべての業務を統括する機関であった。しかもその総裁は近衛である。これでは話が長引くことになる。

しかしこの問題は二転三転して、結局、従来どおり外務省を主管、文部省を共管とすることでひとまず決着した。その認可は、1939（昭和14）年12月26日に以下の文面の「勅令第874号」によって公布された²³⁾。

朕大正十年勅令第三百二十八号東亜同文会ノ設立スル東亜同文書院ニ関スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十四年十二月二十六日

内閣総理大臣 阿部 信行

文 部 大臣 河原田稼吉

外 務 大臣 野村吉三郎

勅令第八百七十四号

大正十年勅令第三百二十八号中左ノ通改正ス

「東亜同文書院」ヲ「東亜同文書院大学」ニ「専門学校令」ヲ「大学令」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東亜同文会ノ経営スル東亜同
文書院ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

この勅令の副署者に注目しよう。阿部信行は、平沼騏一郎内閣について、内閣を組織したが、彼は東亜同文会の理事長であり、総理になってもそれを兼務していた。つまり同文書院大学は、同文会会長近衛が総理のとき設立申請を行い、同文会理事長阿部が総理のとき、認可されたということになる。

こうして東亜同文書院大学は、戦前日本にあった官公私立の54大学中51番目に大学となった。いまその位置づけをするために、すこし日本高等教育史を振り返っておこう。1918（大正7）年の「大学令」が公布されるまでは、1886（明治19）年の「帝国大学令」に基づき、東京、京都、東北、九州、北海道の各帝国大学が総合大学として、存在するにすぎなかった。なるほど1903（明治36）年の「専門学校令」により、早稲田、慶應義塾などいくつかの学校は大学の名を自称することが許されたが、実質的にはまだ専門学校でしかなかった²⁴⁾。

ところが、日露戦争から第一次世界大戦にかけての日本資本主義の急速な発展は、大学卒の高級官吏や上級給与所得者をより多く需要するようになった。そこで登場したのが、産業、国防、交通、教育とくに高等教育の改革を掲げて登場した政友会の原敬内閣（1918～21年）である。彼は、それまでの帝国大学中心の明治型高等教育体制の狭い枠を打破すべく、1918（大正7）年「大学令」を制定して、単科大学を含む官公私立の大学設立を可能にする道を拓いた²⁵⁾。

その結果、1920（大正9）年、まず官立では東京商科大学（現一橋大学）が、私立では慶應義塾、早稲田、明治、法政、中央、日本、国学院、同志社の8大学が生まれた。その後も私立大学に限って言えば、1932（昭和7）年の関西学院大学まで17大学が設立された。その間、1922（大正11）年には、東亜同文書院と性格の似た拓殖大学が、

専門学校から当初の名称は東洋協会大学として、大学に昇格している²⁶⁾。

しかし関西学院以後は、むしろ大学設立は抑制され、明確に当時の国策に沿ったものだけが認可されるようになっていく。こうして設立されたのが、1939年5月の藤原工業、同年12月の東亜同文書院、1940年4月の官立神宮皇学館、1942年5月の興亜工業、1943年3月の大阪理工科、の各大学であった。理工系が多いのは、戦時経済下で軍需生産が重視されたためである。これまでの日本の高等教育史研究をみると、東亜同文書院（大学）が海外の上海に所在し、その主務官庁が文部省ではなく、外務省であったためか、ほとんど触れられていない。しかし同文書院の経営団体が、日本の財団法人であり、また外務省はつねに文部省と協調して対処し、文部省は共管省である限り、同文書院（大学）は、日本高等教育政策から離れては存在できなかったことを、筆者は強調しておきたい²⁷⁾。

4. 付属専門部の設置

同文書院が大学に昇格した暁には、同書院がそれまで行ってきた実務的人材をさらに養成するために専門部を付設する方向に向かっていった。

この問題はすでに早くも大学昇格がテーマとなっていた段階で生じている。書院の大学昇格について、外務省本省が上海総領事館に意見を求めたところ、1938（昭和13）年8月23日、日高総領事は宇垣外務大臣あての電報で、「……今次事變ノ結果日支ノ接觸面ハ著シク擴大シ邦人ノ對支進出激増シツツアル今日……」、同文書院の大学昇格に全面的に賛意を述べたあと、最後に、「専門部ヲ併置シ専門部ヨリ大學ニ入學ノ途モ講スルコト肝要ト思考セラル」と付け加えている²⁸⁾。

こうして昇格の約2年後、同文書院大学は、1941（昭和16）年1月13日、時あたかも第2次近衛内閣の時期であったが、「……旧書院の例にならない実用的人材の養成を目的とする三年制の専門部を附設するため附属専門部設置準備委員会を設置」²⁹⁾した。

その後、1943（昭和18）年1月、同文会自体もこれを承認して、設立申請を提出したところ、同年4月27日、下記のような文面の「勅令第404号」により認可を受けた³⁰⁾。

朕大正十年勅令第三百二十八號東亜同文會ノ設立スル東亜同文書院大學ニ關スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裕 仁 御璽

昭和十八年四月二十七日

内閣總理大臣 東 條 英 機

臨時大東亞大臣事務管理

内閣總理大臣 東 條 英 機

勅令第四百四号

大正十年勅令第三百二十八號中左ノ通改正ス

「東亜同文書院大學ニ關シテハ大學令ニ依ル」ヲ「東亜同文書院大學又ハ東亜同文書院大學附属専門部及華北高等工業学校ニ關シテハ夫々大學令又ハ専門學校令ニ依ル」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大東亜省とは、東条内閣の時の1942年11月、おもに対満事務局と興亜院を統括して組織された省である。それは純粋な外交事務を除く、アジアの占領地の全業務を担当する官庁であった。この時は東条が同大臣を兼務していた。

こうして付属専門部は、同年5月5日から、上海楊樹浦の軍工路にある、太平洋戦争のためアメリカから接収した米系の「滬江大学」の校地を使用して発足した。ただしこの校舎は、10月には日本海軍が接収したため、学生はその前月の9月には海格路の本校舎に合流することになる³¹⁾。

ここで私たちは、再び、この戦時期における専門学校の新設や大学専門部の増設の意味を戦前の日本高等教育史のなかで考えておこう。大学専門部は、本来、1920年代、私立専門学校在大学に昇格したのち、一面ではなお専門学校教育を求める教育要求の増大を基礎に、また他面では私立大

学が財政的基盤を確保するために設けたものであった。しかしこの戦時期のそれは既にその目的と意味が完全に異なっている。すなわち戦争の遂行のために、促成的に工業技術者や軍医にもなれる医師の養成をせねばならなかったためである。

1938（昭和13）年5月、第1次近衛内閣の時、「国家総動員法」が施行され、同年8月文部省は、「科学振興調査局」を設け、戦時体制が必要とする人員養成のため、大学、専門学校の再編成に着手した。それは、まず軍需産業拡充のため、専門学校における理工系の拡大、医師系の拡大、商科系の縮小、縮小できない場合でも工業経営ができるよう経済系への転換などが指針とされた。いま専門学校新設の実績を1936年から1945年についてみると、法文系7校、女子13校、商業6校、農業11校、工業48校、医療43校、その他2校となっており³²⁾、まさに上記の方針に沿って専門学校は乱立されたといえる。ただしその中で、実業専門学校のなかで、「海外発展ノ重要ナルニ鑑ミ拓殖及貿易ニ従事スル者ニ必要ナル専門学校」は重視され、そのような時代的規定性のなかで、1941年に興亜専門学校、1942年に東亜専門学校、東洋語学専門学校³³⁾が、そして1943年に東亜同文書院大学付属専門部が設立されたのである。なおこの年、戦局次第に厳しくなりつつある時期に、東亜同文会は、国内における専門学校の粗製濫造に軌を一にして、中国において、43年4月に華北高等工業学校を設立し、44年7月にはそれを北京工業専門学校と改名した。また同文会は、43年11月には大東亜省の指令により、北京同学会から北京興亜学院を経営移管されて、44年7月それを北京経済専門学校と改名した³⁴⁾。

第2節 東亜同文書院大学と専門部の展開

1. 教員と学科目の拡充

東亜同文書院大学は、1939（昭和14）年4月にその予科を、したがって1941（昭和16）年4月には学部を発足させ、さらに1943（昭和18）年5月にその付属専門部を付置したため、その規

表8 東亜同文書院（大学）の教職員数

年度	教員	職員	合計	備考
1934年度 上半期 (昭和9年) 下半期	34	10	44	
1935年度 上半期 (昭和10年) 下半期	34 34	10 10	44 44	
1936年度 上半期 (昭和11年) 下半期	36 35	10 11	46 46	
1937年度 上半期 (昭和12年) 下半期	35 36	11 11	46 47	
1938年度 上半期 (昭和13年) 下半期	39 48	12 14	51 62	
1939年度 上半期 (昭和14年) 下半期	45 42	14 16	59 58	大学予科開設年度
1940年度 上半期 (昭和15年) 下半期	50 60	16 18	66 78	
1941年度 上半期 (昭和16年) 下半期	51 71	20 21	71 92	大学学部開設年度
1942年度 上半期 (昭和17年) 下半期	82 86	24 24	106 110	1943年5月10日調
1943年度 上半期 (昭和18年) 下半期	91	23	114	大学学部完成年度 専門部開設年度

出典：各年度の東亜同文会『事業報告書』の「業務分担表」から筆者作成。

注：1）教員・職員の専任・臨時（非常勤）の区別はしていない。

2）教員には、院長または学長、助手、調査員、配属将校を含める。

3）職員には、専任の学生監、学生補監、寮監、校医を含める。

4）教員中留学生を含め、教職員を通じて、応召者・入営者も含まれている。
 応召・入営者は1941年度下半期2名、42年度上半期2名、同下半期3名、43年度上半期4名。

模は大きくなり、大学（予科・学部）と専門部の複合体となった。

この高等教育機関を担うのは、まず教職員とくに教育に直接携わる教員であった。その数は表8のように増大していった。1934～37年度の専門学校時代は、教員数は34～36名、職員数は10～11名とほぼ変化はなかった。だが予科発足の前年の1938年度から教職員とも増加し始め、学部完成年度であると同時に、専門部発足の年である1943年度まで、教職員、とくに教員が著しく増加し、同年上半期、教員91名、職員23名に達した。しかしその後の教職員数は記録がなくて不明である。

ところで1943年度上半期を頂点とする教員の充足度は、大学設立申請書に記載された計画表と比べてどうであったか。表4を顧みると、昭和18年度は大学発足5年度目の完成年度であり、

そこには専任教員として予科29名、学部42名、合計71名の任用が予定されていた。ところで、表8では、専任・非常勤の区別なく91名となっており、後出の表10に見られる専門部のみの任用者の3名を引いても88名となり。どうやら予定人員はなんとか確保していた状態が窺われる。

そこでいま、東亜同文会『事業報告書』が掲載している「業務分担表」により、担当学科と人名を明らかにするため、大学昇格前の1937年度下半期の状態を表9に、そして大学完成年度の1943年度上半期のそれを表10に示して、比較検討してみよう。1937年度上半期には院長を含めて36名の教員がいたが、それは1943年度5月には86名に増加している。約2.5倍の増大である。しかしいまその内容を詳しく見れば、1937年度上半期に勤務していた36名の教員のうち、大学になった1943年5月にも勤務していた者は、わ

表9 東亜同文書院教員業務分担表〔1937（昭和12）年下半期〕

職名	担当科目	氏名
院長		大内暢三
教授兼教頭	東洋経済地理、商品学、東洋経済研究	馬場嶽太郎
教授	英語	小崎乙彦
教授兼学生監	民法	中内二郎
教授兼幹事	商工経営、貿易実務、外国貿易論	久保田正三
教授兼図書館主任	経済原論、経済史、経済学史、倉庫論、取引所論	穂積文雄
教授兼支那研究部長	華語	鈴木擇郎
教授	東洋史、東洋経済史、東洋思想史、中国文化概論	小竹文夫
教授	華語	熊野正平
教授	華語	野崎駿平
教授	中国時文、中国尺牘、華語	福田勝蔵
教授	交通論、商業概論、珠算、東洋経済研究	内田直作
教授	英語、工業簿記	林 哲夫
教授	銀行論及信託論、貨幣論、金融論、銀行簿記	宮下忠雄
教授	英語	朱牟田夏雄
教授	簿記、会計学、東洋経済事情、会計監査論	戸田義郎
教授	商業政策、工業政策、植民政策、財政学、東洋経済事情	福田省三
教授	華語	景山 巍
教授	華語	坂本一郎
教授	商業数学、保険論、外国為替論、統計学	太田英一
教授	体操	山崎伊太郎
教授	商法、行政法総論、東洋法制史	成宮嘉造
教授	政治学、行政法各論、法学通論及憲法	春宮千鐵
教授	倫理、漢文	山田 厚
教授	哲学概論、科学概論、論理学及心理学	櫻川影雄
教授	民法、刑法、国際私法	松井利明
教授	国際法、東洋外交史、戦時国際法	重光 蔵
教授	経済原論、社会学、社会政策	服部新一
講師		上田信三
講師	華語	新 鴻
講師	華語	田 徳寶
講師	英語、仏語	ダグラス、アッチソン
講師	英語、独語	ハロルド、クリーネ
臨時講師	華語	彭 望 軾
教授	統計学、東洋経済事情、経済統計、東洋経済研究	久重福三郎
助教授	休職	
	休職	彭 阿 木

出典：東亜同文会『事業報告書』（昭和12年下半期）、37～40頁。

ずかに18名にすぎないことが判る。すなわち、鈴木擇郎、久保田正三、小竹文夫、久重福三郎、野崎駿平、重光蔵、坂本一郎、戸田義郎、太田英一、山田厚、櫻川影雄、上田信三、山崎伊太郎、福田勝蔵、成宮嘉造、新鴻、田徳寶、エッチ・クリーネの18名である。これは同文書院の大学へ再編成の時期に、18名もの教員が何らかの理由で辞めていったことを示している。それは反面、75名にもものぼる大量の教員の新規採用をせねばならなかったことを意味した。

その任務は新たな大学指導部の肩にずっしりと

のしかかってきた。1940年9月、病氣静養中の大内学長に代わって、同文会常務理事の矢田七太郎氏が任命され、同月18日に着院し、約3か月遅れて、本間喜一教授が、同年12月12日に着任し、書院教頭兼大学予科長に就任した³⁵⁾。しかしこの教員招聘の仕事は、『新大学史』も認めているように、外交官畑を歩んできた矢田学長のなせる業ではなく、ほとんどもっぱら学界に広い知己をもった本間教授の仕事となった³⁶⁾。本間教授は、1915（大正4）年、東京帝国大学法科大学を非常に優秀な成績で卒業し、その後、東京で検事や判

兼講師	講師	簿記、原簿計算、研究指導	上原 聰
講師	教授	東亜民族論、東亜開拓論、東亜論策、研究指導	小岩井淨※
講師	講師	独逸語、哲学概論、研究指導	大木隆造
兼講師	講師	支那語	木田彌三旺
兼講師	講師	教授	川窪澄江
兼講師	講師	助教	近澤弘治
講師	講師	教授	古郷正義
講師	兼講師	教授	木村保重
		市場組織論（商経科）	土屋芳雄
		商法、民法	青柳政八
		剣道	
		助教教授兼寮監	谷内憲之
		助教教授兼寮監	
		助教教授兼寮監	松光隆晴
兼講師	講師	独乙語、心理学	平下欣一
講師	講師	憲法、行政法	一圓一億
講師	講師	支那語	藤江真治
講師		商品学	高木道信
講師		金融論	新庄 博
講師		文化類型学	高山岩男
講師		社会学	新明正道
講師		会计学	林 健二
講師	講師	工業概論	中山 彰
講師		高等数学	富田軍二
講師		工業政策	平井庄壹
講師		東亜資源論	尾崎金右衛門
講師	兼講師	財政学	井藤半彌（経済学博士）
講師		支那語、外国書講読	靳 鴻
講師	兼講師	支那語	田 徳 寶
講師		支那語、外国書講読	靳 麟
講師		支那語	張 慶 蕃
講師		上海語	黄 在 鈞
	講師	支那語	鄭 同 禮
	講師	支那語	馬 天 亮
講師		外国書講読	丁 一 飛
講師		広東語	關 藩 伯
講師		独乙語	エッチ、クリーネ
講師	講師	英語	クルト、エッチ、フキッ
			シャー
講師		露語	オーブレ
助手		入営中	喜多川篤典
助手		留学中	高芳橋藏
助手			牧田諒亮
			佐野東徳
			下川三藏（陸軍大佐）
配 属 将 校			淺野巧美
調 査 員		東亜研究部	三好四郎
調 査 員		東亜研究部	岡本 正
調 査 員		東亜研究部	

出典：東亜同文会『事業報告書』（昭和17年度下半期）、56～62頁。

※（引用者注）：小岩井氏は、1944（昭和19）年4月、学部教授となる。

事を務め、1920年には大学に昇格したばかりの東京商科大学予科教授となり、1923～25年にはドイツ・ベルリン大学で法哲学を学び、帰国後の1926年、東京商科大学教授（商法担当）となったが、1935年のいわゆる「白票事件」を契機に弁護士になっていた³⁷⁾。彼が招聘した教授は、「ワルラスの均衡理論を軸にした経済原論の手塚寿郎はじめ経済原論・貨幣論の高垣寅次郎、金融論の新庄博、民法の我妻栄、政治学の小岩井淨、財政学の井藤半弥、哲学の高山岩男という錚々たる教授」³⁸⁾たちである。そのうち高垣、井藤は東京商大の「白票事件」でともに辞めた同僚であった³⁹⁾。こうした本間教授の人材集めの能力については、学生たちもよく承知しており本間教授に大きな期待をよせていたが、そのことは後にもう一度触れよう。

それでは、表9と表10をもう一度比較してみよう。まず第1の特徴は、専門学校時代には、1人で多くの専門科目を広く浅く行うといった状態が、科目の分離とスタッフの増員により、分化が幾分進んだことである。例えば、穂積文雄が1人で行っていた「経済原論、経済史、経済学史、倉庫論、取引所論」は、高垣寅次郎の「経済原論、貨幣論」や北野大吉の「経済史、日本経済思想史、……」に分離している。また戸田義郎の「簿記、会計学、東洋経済事情、会計監査論」は、堀江義廣の「簿記、会計学」と近澤弘治の「会計監査（簿記）」に、さらに松井利明の「民法、刑法、国際私法」は、岸川正の「民法、国際私法」と飛石初次の「刑法、行政法」にそれぞれ分化している。それでも、「設立申請書」で予定した科目課程のように分化されていない。

第2は、専門学校時代には「東洋」の名称を冠した科目が7つあったが、大学時代にはそれが「東亜」となり、これを冠した科目が8つに増えている。予定された学科課程では、東亜精神史、東亜論策、東亜資源論の3科目であったのに、実際には東亜経済事情、東亜民族論、東亜開拓論、東亜外交史、東亜法制史とさらに5科目も増えている。

しかしこれは偶然ではなく、1938年頃から日中関係のなかで「東亜新秩序」が提唱されだしたことと密接に関係している。

第3は、東亜同文書院の伝統を引き継いで、中国語のスタッフがそれなりに拡充されていることである。1937年度下半期では、中国語（華語）担当者は、日本人5名、中国人4名、計9名であったのが、1943年度上半期には、それが日本人10名、中国人9名、計19名に増加している。

第4は、体育担当の教員が、専門学校には1人いたに過ぎなかったが、大学時代になると、それが5人にも増え、日本精神の涵養のため、弓道、剣道、柔道の専門教師が配置された。そして1937年度段階にはまだなかった教練が、1938年に導入され、その配属将校をはじめとする教員が5名に達している。

以上、東亜同文書院大学とその付属専門部の進展過程を、おもに学科目と教員の構成から見てきたが、純粋の専門科目の比重は十分ではなく、それに対して現状分析的な専門科目と中国語といった実学的科目、それにさらに体育・教練が加わり、純粋専門科目を圧迫しているという関係が看取される。

2. 学生数の増大と急減

1939年度からの大学昇格によって、それまでの1学年の学生定員が約100名から160名に増加し、また4年制が5年制（予科2年、学部3年）になったことにより、また1943年度からの3年制専門部付設によって、学生数は、最初は顕著に増大していった。筆者が作成した各年度の入学者数と卒業生数と、それに判る限りの在学学生数を示した表11によって、それが察せられよう。

入学者数は、1938年度までは約95～132名であったが、大学予科が発足した1939年度には、定員ちょうどの160名が入学している。その後1942年度にかけて185名まで漸増する。1943年度、大学予科入学生は若干減るが、しかし今度は新規の専門部入学生が162名も加わってくる。1944年度には、大学予科入学生は100名と相当減少し、専

表11 東亜同文書院（大学）の入学生数、卒業生数、在校生数

年 度	入学生数 ⁽¹⁾	卒業生数 ⁽²⁾	在校生数 (9月末日) ⁽³⁾
1934(昭和9)年	95 (公費生62、自費生33)	62	314
1935(昭和10)年	110 (公費生59、自費生52)	61	356
1936(昭和11)年	110 (公費生55、自費生55)	70	394
1937(昭和12)年	115 (公費生59、自費生56)	87	435
1938(昭和13)年	132 (公費生59、自費生73)	102	473
1939(昭和14)年	160 (公費生79、自費生81)	102	523
1940(昭和15)年	161 (公費生98、自費生63)	97	562
1941(昭和16)年	172 (公費生106、自費生66)	106	625
1942(昭和17)年	185 (公費生114、自費生71)	24	676
1943(昭和18)年	177 (公費生118、自費生59) 162 (専門部、全員自費生)	110	732
1944(昭和19)年	100 (内訳不明) 132 (専門部、全員自費生)	137 (入管中127、 学内残留者10)	724 ⁽⁴⁾
1945(昭和20)年	194 (内訳不明) 215 (専門部、全員自費生)	不明	不明

注(1)：入学者数は、1943年度までは、東亜同文会『事業報告書』、44、45年度は、滬友会編、『東亜同文書院大学史』(1982年)のそれぞれ該当年度の記録。

注(2)：卒業生数は、前掲『東亜同文書院大学史』の該当年度の記録。

注(3)：在校生数は、『事業報告書』の当該年度の項。

注(4)：3月末日の数値。

門部2期生もまた若干減少している。しかし1945年度、この同文書院大学が終末を迎える年でさえ、予科には194名、専門部には215名の入学者があった。しかしこの年度の入学者の殆どは、すでに戦局が沖縄戦が始まっているほど危機的な情勢になっていたため、上海や中国在住の少数の者を除き、上海の本校には渡航できず、富山県呉羽村(現富山市)の分校に集められ、軍需工場で勤労働員に服しながら勉学を開始せねばならなかった。

在學生数については、専門学校時代の1934年度から38年度にかけて、314人から434人へ約1.4倍弱の増加があった。その後1939年度には大学が発足し、1学年定員が160に増えたため、大学の完成年度である1943年度にかけて、在學生数は523人から732人へと約1.4倍に増大した。しかしこれが頂点であった。1943年度には大学と1学年同規模の専門部が付設されたにもかかわらず、その年の秋いわゆる学徒出陣が始まったため、在學生数は減少し始める。

なお表11に現われる公費生と私費生のことについて一言説明を加えておこう。公費生とは、若干外務省や満鉄からの委託生もいたが、おもに府県から一般的には、1～2名ずつ、多いところで5名が推薦され、学費も支出された学生のことであり、私費生とは、父母が学費を負担した学生である。その割合は、大学に関してはこの時期公費生がやや多く、専門部については全員私費生であった。今にして思えばいささか不思議であるが、当時は日本の大陸進出に憧れ、この大学の私費生志願者が非常に多かった。例えば1939年度では、採用80名に対して志願者1,584名、40年度では採用者60名に対して志願者1,119名、41年度では採用者66名に対して志願者956名、といった高い競争率を示していた⁴⁰⁾。

しかし、大学の発足と専門部の付設による、このような学生数の増加は、完全な形では、1939年度から1940年度までのわずかに2年しか続かなかった。その後待っていたのは、アジア・太平洋戦争の激化による実に厳しい運命であった。

正規の4年間の修学年数を了えて卒業できたのは、1941（昭和16）年3月2日に卒業していった、専門学校東亜同文書院の37期生97名までであった⁴¹⁾。同年、文部省の決定によって、同文書院に限らず、日本の高等教育機関全体に対して3ヵ月の「繰り上げ卒業」が命じられた⁴²⁾。そのため同年12月21日には、本来翌42年3月卒業を予定されていた同文書院38期生106名が卒業して行かねばならなかった⁴³⁾。ついで同年、11月の文部省令によって、翌年から繰り上げ卒業は6ヵ月になった。そのため1942年9月、38期生のうち病気・留年のため1年遅れていた者24名が、39期生として卒業していった。これをもって専門学校東亜同文書院は幕を降ろす⁴⁴⁾。

そして1943年、これは1939年初めて大学に入学した大学1回生（通算40期生）110名が、本来ならばその最後の学年になるべき年度であったが、これまた6ヵ月の繰り上げ卒業となり、9月12日に卒業していった⁴⁵⁾。従って大学発足初年度の学生でさえ、予定された5年間の修学期間を全うできなかったのである。

そしてその直後、日本の全学生に対して本当の悲劇が襲いかかる。1943年9月21日、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」が閣議決定され、同年10月から「学徒の徴兵猶予停止」、いわゆる「学徒出陣」となった。それまでは、学徒は年令20才になっても、在学中は徴兵を猶予されてきたが、それが停止されたのである。その結果、猶余措置をうける理工系を除き、20才以上の文科系学徒は、徴兵されることになった。こうして東亜同文書院大学2回生（通算41期生）のみならず、20才以上の学生はすべて徴兵検査を受けることになった。その数403名、うち合格者327名に達し、ここで学園の学生数はいっきに激減した。この41期生には仮卒業証書が授与された⁴⁶⁾。

さらに1943年12月の「勅令939号」によって、徴兵年齢が19才に引き下げられた。その結果、1944（昭和19）年3月には、約300名もの同文書院大学および専門部の学生が入隊していった⁴⁷⁾。

それでも同文書院大学は、同年9月10日には、大学2回生（通算41期生）の入営中の127名と学内残留の10名の卒業式を行った⁴⁸⁾。そしてまた終戦間近の1945年6月には、徴兵年齢のさらなる17～18才への切り下げが実施された。こうして東亜同文書院大学と付属専門部の敗戦直前の学生数は、学長本間氏がその同文会への「引揚前後事情報告書」において、「……学生ノ十八才未満約三十名、病弱者十数名トイウ状態トナリ、此間不十分ナガラ授業ヲ継続シイタリ」⁴⁹⁾と述べているような状態になったのである。これは学園の完全な崩壊であった。

しかし東亜同文書院大学および同専門部の教育的熱情は、敗戦によっても失われなかった。1945年8月20日には、現地除隊した学生約300名で、復学式が行われた。そして中国側が校舎の接収に入り、教職員学生一同、虹口の集中営に移転させられたのちも、細々授業が行われ、9月20日には、同地の青年会館において、本間学長のもと、専門部第1期生（通算44期生）のために卒業式が挙行されたのである。それにであった学生は、「まともな学生生活は1年半あまり、あとの1年間は勤労働員か軍隊だった」⁵⁰⁾と回顧している。

3. 東亜同文書院大学内部における隠然たる闘争

以上のように東亜同文書院大学は、戦争の進行のなかでまことに厳しく悲劇的ともいえる運命をたどるのであるが、大学内部では、その戦争に規定されながらも、それとは一応独立して、隠然たる闘争が展開されていた。それはこの出来たばかりの大学をどのような大学にしていくかをめぐり、教授たちばかりでなく、学生をもまきこんだ抗争であった。

この抗争は、すでに大学設立認可直前からその序曲が始まっていた。1939年12月頃、大学昇格が確実になった時点で、同文書院の教授のなかに、これを機会にいっきに大学らしい大学にしたい、そしてそのためには、それに相応しい、有能な教授を集めることのできる優れた学長を頂きたいと

の希望がみちていた。その動向を察知して調査した上海総領事館が、外務省文化事業部宛に、昭和14年12月記の「極秘」の印が押された「報告」を送っている。その内容は非常に興味深いものがあり、筆者はそれを外務省公文書館のファイルの中に発見したので、ここで紹介しておこう⁵¹⁾。

それによると、将来の学長については、教授たちは、「風聞ニ依レハ近衛公側近者中ヨリ物色サレ居ルト聞モ右ハ面白カラスト」と括弧をつけて伝えられている。また同報告は、教授たちはすでに、「……慎重ナル態度ヲ持シ近衛會長宛ニ抽象的ナル具申ヲナシタルノミニテ大内院長ニ對シテモ懇談的ニ教授側ノ意見ヲ傳ヘ盡力方依頼シ居ル由ナルカ同院長ノ態度ニ付テハ尚些カ不満足ナル點ヲ感シ居ルモノノ如シ即チイ、大内院長ハ學長ノ選任ハ近衛會長ノ専行セラルルトコロニシテ學校當局トシテ云々スヘキモノニ非ストス……」、と述べている。これは、学長選挙権をもたなかった教授たちの実に穏便な陳情であった。

こうして、1940（昭和15）年9月、大内学長が病気で退いたあと任命されたのは、矢田七太郎学長であった。彼は1930年、近衛が同文書院長として、書院三十周年記念行事に上海を訪問したとき総領事として、近衛を出迎えたことがあり、1939年10月、近衛の指名によって、いままで東亜同文会の理事でもなかったのに、突然その常務理事になった人物であり、その意味で「近衛公側近」であった。教授たちはきっと失望したであろう。しかし教授側の要望は無駄ではなかった、その3ヵ月後の12月、書院教頭兼大学予科長として任命派遣されてきたのが、本間喜一氏であった。彼はそれまで、東京商大の「白票事件」で文部省には知られていたが、近衛とも同文会とも親しい関係にはなかった。上記の極秘報告をうけた外務省は、きっと文部省と協議したに違いない。本間氏の令嬢、殿岡晟子氏によると、「白票事件」で文部省のある役人は、「本間の喧嘩の仕方が気に入った」と評価していたそうである。やがて両雄相立たずの局面が訪れるが、その前に学生の動向

に立ち入っておかねばならない。

学生の意識も、大学昇格を契機におおきく変化していった。1930年代初頭の左翼が学生意識を支配した状態は終息していた。かつて1930年11～12月、学園民主化の全学ストが燃えあがり、ひき続いて「反戦ビラ配布事件」が起こった。それに対して、領事館警察は書院当局と協力して、8人の学生に対して「第1次学生検挙事件」をもって弾圧した。しかしその動向はやまず、第1次上海事変に影響されて、書院学生の反戦運動は強まり、1933年3月、領事館警察は20名の「第2次学生検挙事件」と称する弾圧を行った⁵²⁾。このような弾圧によって、その後も学生内部で左翼思想は、完全に死滅した訳ではなかったが、その影響力を失っていった。その結果、東亜同文会の1934（昭和9）年下半期の『事業報告書』は、その「学生課の事業」、「一、指導訓育」の項目において、「従って左翼の傾向は全く跡を絶ち、巍然として平和の學園たる存在を内外人に示しつつあり。」⁵³⁾と表現している。

それに代わって、次章で述べる、同文書院の日本型ファシズム化の傾向と関連して、学生内部で右傾化の傾向が強まっていった。これらの学生は、すでに1930年の学園紛争期にも存在していたが、その後運動部の学生を中心に、1940年以降、憲法・東亜精神史担当の口田康信教授をかこんで「尚志会」というグループをつくることになる⁵⁴⁾。1937年秋、同文書院が長崎に一時移転した時、軍の要請があったとはいえ、学生大会において、その参加を積極的に主張し、血書嘆願までしようとしたのは、このような学生たちであった。34期の穴水一寿は、その回想記のなかで、「一方で下級生、特に柔・剣道部の連中などは『この際四年生は全員従軍、国難に殉ずべし』と騒いでいた。（中略）折しも剣道部の秦省吾などが音頭をとり、陸軍省に従軍嘆願の連判状を血書して送る運動をしていた……」と、当時の様子を述べている⁵⁵⁾。

ところで、1939年末大学昇格が本格的に決まり、41年には学部が発足するにつれて、教授た

ちの影響もあったのであろう、学生内部でいわゆる「学風論争」なるものが盛に行われるようになった。すなわち、たとえ大学になったとしても、大学は東亜同文書院の伝統を維持して実学を重視しようという「実学派」と、大学になったからには、大学らしく純粋な学問研究を重視せよとの「アカデミー派」との対立である。このような動向が存在したことは、『旧大学史』も『新大学史』もともに記述している⁵⁶⁾。事実この対立は、そうとう激しく、学生間で、大学の院子(中庭)で、両者の代表が1対1で論争するといった場面も現出した。当時の学生尾崎茂夫は、「アカデミー派」について、次のように説明している。「……時局の必要とする理論武装のできるアカデミカルな学園の創設を要求した。授業の内容も従来の専門学校を脱皮して高度の学問研究ができる教授陣の充実も訴えた。」⁵⁷⁾と。これは反戦でも非戦でもなく、授業と教授陣の充実を含む非政治的な大学建設要求であり、その意味で多くの学生をひきつけた。

これと関連して、学生たちは代表的教員を評価した。上記尾崎は、次のように述べている。「外交官出身の矢田学長は、軍国化する日本の将来を憂い政治的活動をされるが多かった。一方本間教授は予科長となられ、純粋な学問の府を作り、学生が理論武装できる講義内容や、教授の増員を考えられていた。」と。アカデミックな経歴をもち、多くの教授を招聘しつつあった本間予科長が、いわば「アカデミー派」の旗手のように考えられるようになっていたことが判る。それに対して、矢田七太郎学長は、とくに「実学派」の代表という訳ではないが、大学改革には積極的ではなかったと評価されており、これには他の学生の証言もある。

1941(昭和16)年春になると、学生間にこの本間教授が辞職するのではないかとの噂が広がった。大学昇格時には、すでに自治会は解散させられていた。それでも学生たちは立ちあがり、結束して毛筆で次のような手紙を書き、血判を押して、本間教授に届けた。

嘆願書⁵⁸⁾

東亜の建設 日に緊急にして亦困難の事に御座候 祖國の運命一に掛って東亜問題の解決にありと存じ候 創立以来四十年 靖亜を使命として来れる書院、今こそその全力を擧げて東亜の建設に生くべき秋に御座候 而して此の道や多難にして、その難局に当り 内外の諸問題解決に盡力され来りし先生の努力に對し吾々學生一同万腔の感謝と支持とを惜しまざる所に御座候

然るに之何たる心外ぞ哉、今先生辞職されんとの聲を聞く、噫呼果して真実なる哉、之若し真実なりとせば、書院大學將に存亡の危機に御座候、東亜建設の日又期して望む能はずと存じ候 其の原因何處にある哉 之吾人の憶測を許さず 先生の心境那辺にある哉 之亦吾人の介言を許さざる事情に候へ共、吾人の東亜を憂へ書院を憂ふる心情は期せずして一に御座候、大義名分自ら明らかに御座候、分に生き義に死す、之男子の本懐とする所に候はず哉 冀ば先生本来の理想と方針に邁進されんことを、事の成否を問はず 吾人亦ひたすらに靖亜の道に挺身致す覺悟に御座候 吾人の敢て先生に希む心、戀々たる婦女子の情に非ず 一片空白たる虚禮の意に非ず 靖亜への志耿々として息むべくして息む能はざるもの有之が為の事に御座候

冀ば 先生 恵を垂れて 一片の心情を掬されんことを

五月十一日

東亜同文書院大学全学生代表

賀来 揚子郎	門田 功	徳永 速美
平木 義高	小林 淑人	西澤 信男
坂下 雅章	瀧澤 哲雄	藤本 博
藤森 正歳	佐伯 朝春	北出 太良
日野 晃	山田 尚	高宮 敬
緒方 正義	鈴木 吉之	吉田 倬三
宗方健二郎	糸谷 禮輔	斎藤 博
野村 智一	松尾 七郎	秋元 伸一
石丸 岩夫	信元 安貞	

本間 喜一 先生

文面にはやたらと多く「東亜建設」とか「靖臣」といった言葉が使われているが、内容をよく読めば、これはなにも当時の権力者の政策を無条件的に支持しているのではなく、「東亜建設の日又期して望む能はず……」と、当時のやり方に疑問を抱いていたとも読める。いずれにせよ、政治的にはニュートラルであって、本間教授にただただ辞任はしないでほしいと嘆願している。この時は本間氏は心をつよく動かされ辞任を思いとどまった。その証拠に本間氏は老後はこれをわざわざ表装して、枕元に置き、「学生はありがたいものだ」、と書いていたと伝えられている。今その現物は愛知大学にある。

しかしこの本間氏にも、ついに矢田学長と衝突して、一度はほんとうに辞任せねばならない事態になった。1943（昭和18）年11月、矢田学長と本間教授が同時に辞表を提出し、北野大吉教授が臨時学長代理についた。『新大学史』は、この衝突の原因については、ただ、「大学運営について両者間に重大な意見の相違」とか「感情的なもつれ」とかの「……噂がまことしやかにささやかれた……」と述べるにとどまっている⁵⁹⁾。しかし大学としては、この時期に責任者不在の状態ではどうにも立ち行かない。そこで今度は若手の教員が立ちあがった。『新大学史』は、それについて、「その頃大学を卒業し、学部助手として書院に残っていた40期の杉本出雲と北出太良は、小岩井教授の意をふくみ、東京の本間の宅をたずねて書院復帰を要請し、さらに東亜同文会で津田静枝理事長を囲んで、詳しく学園の実情を説明している。」⁶⁰⁾と叙述している。後に愛知大学の社会政策担当の教授となった杉本は、第3代学長小岩井教授が死去した時、『愛知大学新聞——小岩井浄追悼特集号』で、このことの思い出として、その頃はなにごとについても非常に慎重であった小岩井氏が、計画を打ち明けられた時は、「諸君の考えは誠にもつともである。断乎としておやりなき

い」⁶¹⁾と励ました、と書いている。

本間氏はこれにも痛く感動して、辞意を撤回して、翌1944年2月には戦局すでにますます悲観的になりつつあった同文書院大学に学長となって復帰した。そして彼は、既述のように、徴兵によって学生が減っていくキャンパスで敗戦を予期してその準備を始める。

こうして戦争の激化とその敗北のなかで、「実学派」も「アカデミー派」いずれも自己を実現することなく、無残に崩壊していった。しかしそのなかで、本間学長が行おうとした大学運営は、同文書院大学の多くの教職員や学業半ばに終わった大学・専門部の学生の信頼を勝ち得たのである。そうして同文書院大学が敗戦の結果、廃校となった時、その止揚形態として愛知大学が誕生していく契機が、すでに書院大学時代の本間予科長・学長時期に形成されていったのであった。それを象徴的に示すものは、本間氏が一度辞任した時の本間・小岩井・杉本の関係であろう。杉本は1952年に愛知大学の教員になった。さらにこの同じ40期の池上貞一、金丸一夫も愛知大学の教員になっている。

4. 呉羽分校の短い運命

私たちはここで目を転じて、敗戦の年、国内に残された同文書院大学の断片、呉羽分校の短命な運命について振り返っておこう。というのも、そこでも上海本校の場合と同様、やがて書院が廃校になって揚棄され、新たな教育機関が誕生する時の幾つかの重要な契機が存在しているからである。その歴史については、『新大学史』が「呉羽分校の開廃の経緯」という項を設け簡潔に叙述しており、またそこで学んだ学生、関口忠彦の証言もある⁶²⁾。

同文会は、敗戦の年の1945年、もはや大陸へ渡航できなくなった、いずれも同文会経営の、同文書院大学の予科および専門部、また北京経済専門学校の新生を、富山市郊外の呉羽村（現富山市）に集めて分校を開設した。7月になってようやく上海から、危険を冒して齋伯守分校長以下

表12 東亜同文書院大学呉羽分校教員

学部教授	斎伯 守	学長代理兼予科長代理	倫理
同	坂本一郎	専門部長代理	中国語（時局講座）
同	太田栄一	教務課長	経済原論、英語、時局講座
学部助教授兼	広江貞助	幹事	経済原論
専門部教授			
同	土屋芳雄	教務課	
同	石川正一	会計主任	経済政策、英語
同	一円一億	専門部教務主任	法学通論、政治
同	神谷竜男	研究部長代理	国際法、特別講義
同	大木隆造	学生・生徒主事	
同	山口左熊	同	中国語、中国事情
予科教授	若江得行	予科教務主任	英語、英会話
同	桜川影雄	学生課長	哲学
同	五味 一	教務課	
同	小橋嘉平	学生課事務主任	
	道上 伯	学生・生徒主事	
予科講師	池上貞一		中国語

出典：瀨友会編、『東亜同文書院大学史』（1982年）、168～169頁。

13名の教職員が到着し、それに内地留学中の2名が加わり、同月25日に開校式が行われた。開講したとはいえ、当時は年間を通じての全面的な勤労働員体制のもとにあり、学生は、宿舍をも提供してくれた呉羽航空機株式会社に勤労しながら勉強せねばならなかった。それでも『新大学史』は、「……午前・午後の二班に分け、学科授業三時間、工場勤労四時間の割合で行ったが、中国語の学習は毎週十時間の課程を守った。」と書いている。この学生たちは、敗戦間近の8月1日、富山市が大空襲を蒙り、その救援活動に駆り出されたりしたが、15日は終戦、16日から休校になり、帰郷し自宅待機が言い渡された。

9月に入って、教職員がまず再び集まり始め、主管庁外務省の外務大臣吉田茂宛に申請書「東亜同文書院大学及北京経済専門学校内地開校ノ件」を提出した。それは未渡航の新入生約180名、内地での復員者約120名の教育を呉羽で行うことの承認を求めたものであり、承認された。こうして9月28日の教授会は、期限を「一応一ヶ月」と定め⁶³⁾、10月15日から授業が再開された。それは経営母体である同文会の将来の不透明さのなか、また劣悪な食糧事情によって、予定通り11

月15日まで続けられた。その時の分校のスタッフは、『新大学史』が挙げているところによると、表12の通りである。

これによって私たちは、総勢16名といういかに少ない人員であったか、と同時にさらにその中でも教授、助教授といったタイトルをもちながら、担当科目のないものが含まれていたことが判る。しかしその意気や壮とすべきであろう。

11月15日に授業が打ち切れ、学生は翌年2月にはたとえ別の校地であったにせよ試験をするから、それまでは自宅学習をするようにいわれて帰郷させられた。しかしそれはついに実現しなかった。ただその間かなり多くの者が他校への転入学ができるよう配慮された。このようにして、呉羽分校の教育期間は、終戦前後あわせて50日間の短い歴史で終焉をむかえた。その時点での学生数は、学部生52名、予科生106名、専門部生82名の、合計240名であった。そこには1945年度新入生以外に、76名の内地で復員したもの、上海以外の外地からの帰還者が含まれていた。

筆者が非常に興味をおぼえたのは、この間、9月から11月にかけて10回開催された教授会の議事録と10月29日付けの同文会会長近衛文麿宛の

要望覚書である⁶⁴。教授たちは、いまやファシズムの抑圧から解放されて、教授会では自由に発言するようになっていた。教授たちの意見は多様であるが、大略、次のようにまとめられよう。(1)彼らは書院に対する不評を非常に気にしているが、それに対しては、「……書院ニ対スル非難ハ、一般ニ内地大学ニ付テモ加ヘラルベキモノニシテ、ソノ存続ヲ否定スル理由ニハナラザルコト。」(10月19日)と反論している。(2)この際、書院を解散すべきとの少数意見もあるが、大多数の者は、同文会が書院の存続を認めることを前提に、——認めない場合は独立もありうるとしながらも——、帰還学生をも収容しうる書院の内地存続を強く望んでいる。それが呉羽で可能でなくなる場合には、他の地、福岡や愛知県の半田で探す。(3)これからの教育理念としては、これまで同様、「支那研究の最高学府」をめざすが、「……然レドモ終戦后ノ新事態ニ適応スルタメニハ、(中略)欧米、隣邦等ノ研究ヲモ取上げ、間口ヲ拡ゲル必要アリ」(11月7日)、といった内容である。

これらの意見を踏まえて、分校長齋伯は、10月9日、同文会会長近衛に「要望覚書」を提出した。そのなかで重要な2点を紹介しておく。一つは、当時同文会の改組をめぐって、新理事任命は会長に一任すべしとの津田案、それを評議員会に任すべしとの宇治田案、外務省に委ねよとの近衛案が錯綜していたが、呉羽分校教授会はそれに対して、次のように民主化要求をした。「……新理事会(中枢機関)ニ対シテハ本学教職員ニシテ唯一人ノ理事モ選出シ居ラレザル今日、少クトモ一人ノ理事ノ内地在住教職員中ヨリ選任サルルコト当然ナリトス。然モ、時代ノ新動向ニ応ゼン為メニハ別ニ若干名ノ本学ヨリノ参加者ヲモ増員スベク、更ニ大学教育ニ理解アル新時代人ノ一般又ハ常務理事ニ新任サルルコトヲ要望ス。」と。これは、同文書院大学が同文会の中心的機関であったにも拘わらず、矢田学長以来、理事さえ出せずにいた同文会の非民主的性格を浮き彫りにしたものである。

第2に、この覚書で、もう一度やや詳しく、書院への非難に対して弁明していることである。「或ハ軍探学校視サレ或ハ日本帝国主義ノ大陸進出ニ人材ヲ供給シタルノ故ヲ以テ解消(書院の——引用者)ヲ主張スル論者アリトセバ、吾人ハ従来ノ日本ノ支配者ノ下ニ如何ナル機関ガソノ権力的利用ヲ免レ得タルヤヲ逆問セザルベカラズ。軍探学校視サレタルハ、本学ガ偶々大陸ニ存在セシ為メ右ノ利用ガ中国側ニ直接触目セラレタルニ過ギズ、本学本来ノ使命ガ日華輯協ニ在リ中国事情ニ対スル不偏ノ理解研究ニアリタルハ、本院卒業生ニ知己ヲ有スル中国人ノ進ムデ認ムル所ナルベシ。」と。

これらの議論や主張の中には、そのままの形ではないにせよ、やがて同文会が自主解散し、同文書院大学が廃校となり、上海からの帰還教職員のうち教員5名と、表12の呉羽分校教員から6名の教員とが合流して、書院大学の止揚形態としての愛知大学を創立する場合の、重要なモメントがいくつか含まれている。

第2章 東亜同文書院(大学)の日本型ファシズム体制への編入

本章では、1935年頃から徐々に始まる、東亜同文書院(大学)の日本型ファシズム体制への編入過程を分析する。ここで東亜同文書院(大学)と記すのは、専門学校である東亜同文書院が、1939年に大学に昇格したからであり、また両者は1943年まで併存するからである。その他、重複を避けるために、たんに書院とか学園などの語を用いることにしたい。

また日本型ファシズムとは何かについて、ここでは政治学的にじゅうぶん専門的に分析する余裕はないが、必要最小限度で筆者なりの説明をしておきたい。ファシズムとは、1920・30年代、世界の幾つかの、主に後進的資本主義国が体制的危機に陥り、体制を守るために民主主義を圧殺する形で築きあげた独裁的な政治体制である。しかし

それは、その国が置かれていた歴史的條件に規定されて、独自の形態や性格をもっていた。例えばワイマル共和制のもとで成立してきたドイツ・ファシズムは、その権力の中核となったのは、強大な大衆政党ナチ党であり、その党首ヒトラーであった。とはいえドイツの場合でも、ナチ党が全く単独で政権の座についたのではなく、フーゲンベルクの国家人民党のような伝統的保守勢力やシャハトに代表されるような親ナチ的財界との同盟のなかで、権力を掌握し、それを強固にした⁶⁵⁾。

それに対して日本では、反動的な明治憲法体制のもとで、主権をもった天皇支配のもとで、ファッショ化した軍部が政権の中核となった。すなわち、天皇は憲法上全権をもっていたが、できるだけ立憲君主のように振舞おうとし、行政権は「輔弼する」総理大臣・國務大臣に、統帥権は補助する陸軍參謀本部と海軍軍令部に委ねた。そのため、軍部は、「統帥権の独立」を主張し、それに合致する形態での内閣のみを認める形で、独裁制を構築してゆき、その政策は最終的には天皇の裁可をうけた。その権力構造は、天皇、ファッショ化した軍部と官僚、近衛文麿のような親軍部的な保守層から構成されており、その推進主体の中核は軍部であった。その4つの構成要素のどれが欠けても日本ファシズムは成り立たなかったため、筆者はこれを日本型ファシズムと呼びたい⁶⁶⁾。

第1節 日本型ファシズムのイデオロギー・組織・法律

いずれのファシズムであれ、その国民に対する抑圧的支配を強固にし、国民を戦争に動員していくために、それ独自のイデオロギーと様々な組織と夥しい法律をもっているが、日本の場合も同様であった。そのうちいま問題にする東亜同文書院(大学)のファッショ化にかぎって、そのもっとも基本的なものを挙げれば、(1)イデオロギー分野では、「国民精神文化研究所」の「国体主義思想」(皇国史観・八紘一字思想)を、(2)それを政治運動化する組織として、「国民精神総動員運動」を、

(3)法律としては代表的に「国家総動員法」を指摘したい。

(1) 1932(昭和7)年に設立された「国民精神文化研究所」は、本来、1920年代、30年代初頭にマルクス主義的に左傾化した学生運動に対処し、それに代わって日本教学の精神的支柱を構想するため、文部省によって設立された研究・研修機関である⁶⁷⁾。その初代所長は、文部省学生部長であった伊東延吉であり、彼は1938年には文部次官として、近衛文麿の指名によって東亜同文会の理事になっている⁶⁸⁾。この研究所が多数の右翼的な研究者を集めて、1937年に発行した『国体の本義』は、その後日本ファシズムの中心的イデオロギーになっていった。それは、「大日本帝国は万世一系の天皇が、皇祖の神勅を奉じて永遠に統治し、そのもとで国民が忠孝の美德を発揮する一大家族国家を形造っているという」⁶⁹⁾皇国史観を提示している。天皇への絶対的帰依によって国民の統合を図ろうとする思想である。

(2)「国民精神総動員運動」は、1937年7月7日、日中戦争開始後、国民を戦争に精神的に結束させるため、近衛文麿内閣の情報委員会が、内務省・文部省と共同提案し、8月24日に閣議決定され、9月9日、首相の内閣告諭で始まった。10月にはこの運動の中核となる国民精神総動員中央連盟が内閣の外郭団体として発足した⁷⁰⁾。それは初期には、国民の「挙国一致・尽忠愛国・堅忍持久」の発揚のために、「日本精神・敬神思想」を強調した。その意味でこの運動は思想的に(1)の「国体思想」と思想構造の面で緊密なつながりをもっていた。しかし戦争が長期化するにつれて、この運動は「銃後奉公献金品・国債応募・貯蓄奨励・物資愛護」といった国民生活を直接規制するものになっていった。それは1939年8月には、国民が戦時生活を実践するため、毎月1日を「興亜奉公日」とすることを決定している⁷¹⁾。これらの諸点は、後述の通り同文書院において実施されることになる。なおそれより少し前の同年6月、東亜同文会理事長岡部長景が、国民精神総動員中央連

盟事務局総長に就任しており、その点でも同文書院大学との関係は深かったといえる⁷²⁾。

(3) 「国家総動員法」は、日中戦争を総力戦的に戦うために、第1次近衛内閣のもとで、軍部の強い主導性によって、1938年5月5日、施行された。兵器類は勿論のこと、「国家総動員上必要トナル」被服・食糧・飲料・医薬品・船舶・航空機・車両等の物資の生産・流通・保管等を、「勅令」または「命令」によって、自由に統制できるという、包括的な委任立法であった⁷³⁾。そしてそれはまた、労使関係や出版の統制まで含んでいた。こうしてこの法律によって、国民生活は著しく戦時体制的なものになっていった。同法で用いられている「人的・物的資源」の概念は、同文書院(大学)の「学生指導訓育」方針の中にも見出されるであろう。

これら日本型ファッション化の3基本要素は、単独でかまたは重なり合って、直接にかまたはより下位の組織や法律によって、同文書院(大学)学生を規制・抑圧していった。その実態をみる前に、私たちは、これとはまったく独立して生じた、全く別な意味をもった出来事に予め立ち入っておかねばならない。それは、学園内で行われた「靖亜神社」の建立である。

第2節 靖亜神社の建立と意義

靖亜神社とは、同文書院内に同院の三先覚、近衛篤磨、荒尾精、根津一の霊を三主神とし、「日清貿易研究所」以来の道半ばで倒れた先輩の霊を合祀した神社である。その建立は大内院長の「畢生の大事業」として実施された⁷⁴⁾。1934(昭和9)年4月1日に「建立趣意書」が発表され、同年10月28日に地鎮祭がとりおこなわれ、翌35年11月10日、鎮座祭が挙行されて完成した。

その目的は「趣意書」に記されている⁷⁵⁾。それは、まず同文書院の卒業生がすでに2,500名に達したことを指摘した後、「而して本院出身諸士は既に能く興学の要旨に基づき立教の綱領に遵ひ、日滿支三国の間に処して靖亜の偉業に従事し、功

績今に於て卓として著はる。是れ我が書院の光輝ある歴史なり。」と、書院史を総括している。しかしその道を拓いたのは先烈たちであったと、次のように続ける。「顧るに、明治中興屢々東亜の難局に遭遇せるも險を冒し危を踏みて大亜細亜興隆の時運を開道せるは、是れ悉く先覚諸烈士の惨憺たる経営の致す所に非ざるはなし。」と。それ故に、「凡そ学苑に出入する者は、偉霊を拝」すれば、靖亜のための勉学と行動の根本精神を感得できる、という趣旨であった。

このような神社は、今から見れば、先覚者たちを神格化し、その思想を宗教にまで高めたことは問題があったが、これは系譜的にも内容的にも、当時日本で進行していた神道の国家神道化とはまったく別のものであった。三先覚の目指したものは、西欧列強の東漸に対抗しての「中国の保全」であり、そのための「中日英才」の教育であった。ただこの大内院長の意義づけのなかには、時代の流れを反映して、卒業生が日本の傀儡国「満州」で働くことも「靖亜」の活動とし、現実に進行している帝国主義的大アジア主義の源泉を、三先烈の健全なアジア主義の展開のように解釈していることには問題であった。

またそれが、国家神道と形式的に同じ神道の形をとったことにも問題を残すことになる。そのため靖亜神社の祭典は、当時の国家神道的なものとは軌轢もなく融合する性格をもっていた。事実、靖亜神社の祭典では上海神社の神職が斎主を務めていることを示す記録もある⁷⁶⁾。

こうして1935(昭和10)年11月10日、靖亜神社の鎮座祭が、「国民精神作興に関する詔書」の渙発記念日を期して執り行われた⁷⁷⁾。その年次大祭は、日中戦争が勃発したため同文書院が一時長崎に移転された1937年をのぞき、36、38年にも同一形式で実施されている⁷⁸⁾。この「国民精神作興に関する詔書」とは、本来、第一次世界大戦後の1924(大正13)年、大正天皇によって発せられたものである。それは大正デモクラシー期に強まった自由主義や社会主義思想を抑えるために、

「国民精神を涵養し振作し国本をかためよ」との内容をもったものである⁷⁹⁾。この詔書は一時重視されなくなっていたが、1935年2月、貴族院で美濃部達吉の天皇機関説が弾劾を受けたのを機会に再び強調されるようになった。同文書院の靖亜神社の理念は、この国体主義と矛盾なく結びつけられたのである。

第3節 日中戦争期における学園のファッション化

日中戦争前夜の状態

私たちは、日中戦争を境にして東亜同文書院が、中国に対して、また日本の侵略戦争に対してその態度をどう変えたかを知るために、まずは同戦争勃発前夜の状態を公式文書で確認しておくことがどうしても必要である。おもにその史料となるのは、同文会『事業報告書』の東亜同文書院の「学生課の事業」の「学生の指導訓育」の項である。

1935（昭和10）年度

同年は満州国が建国されて3年、華北分離工作が推進されて日中関係は緊張していたが、同年度下半期の『事業報告書』は次のように書いている。「国際場裡に日本精神と日本文化とを宣揚す可く努力しつつある母國の現況は其の儘本院の使命精神を具現せるものと言う可く特に近數年來祖國思想への復歸と傳統的美風の發揚と之を通じて日支親善への努力とは本院學生修養の道標となり此の道は必然靖亞先人の偉靈に對する歸依崇敬の念を高め……」⁸⁰⁾（下線は引用者）、と。これによれば、日本精神は本来同文書院精神であり、それと「日支親善への努力」とが、同院学生の「修養の道標」であるとし、日支親善はまだ忘れられていない。

1936（昭和11）年度

この年度下半期の『事業報告書』は、「日支の提携東洋永遠の平和に貢献するを以て使命とする本院の指導訓育の方針に於ては社會の動向により影響を受けることなきは勿論なり」⁸¹⁾（下線は引用者）と、「日支の提携」をなお昂然と宣言している。そしてその間一時的に現れた日中間の緊張緩和を歓迎し、例えば、同文書院と中国復旦大学との間

の「論文徵募交驩」等は、日支明朗化に貢献していると付け加えている。

1937（昭和12）年度（日中戦争開始年）

しかしこの「学生の指導訓育」方針は、日中戦争勃発とともに急変していく。同年度上半期の『事業報告書』は、次のように書いている。「前期（1936年度下半期——引用者）に於ては日支間の不祥事件續出したるも、今期初頭に於ては本院學生と復旦大學師生との交驩あり、本院學生教職員より四川旱災義捐金の釀出、體育方面に於ける友誼試合等のことあり日支間の空気稍々好轉するかに見えたるも、蘆溝橋に於ける支那軍の不法射撃は抗日支那の徹底的膺懲の師を興し、之が反省を促し、日支共存共榮の本義に醒めしむることゝなるや、院長は四年生一同に對し告諭を發して本院興學の精神に則り、己の長ずるところを以て此の靖亞の聖戦に従軍せんことを慫慂したるに、八十名の者は快然起つて熱誠を披瀝し來たり。十月末までに海軍に五名、陸軍に二十名の従軍命令に接し任務に就きたり。」⁸²⁾書院は、これまでかろうじて維持してきた「日支友好」の立場を棄て、ついに従軍通訳の形で「聖戦」に公然と参加したのであった。

同年下半期の『事業報告書』は、「本院は先づ教育勅語を奉體し、且我が國体に醇化せる儒学の精粹を以て興學の綱領とし、皇國を主軸とする靖亜の大業に參畫して國運進展の第一線に活動すべき人材を養成するを以て目的とす。」⁸³⁾と述べている。「皇國を主軸とする靖亜の大業」とは、日本のアジア支配を正当化する言葉に外ならない。

1938（昭和13）年度

日中戦争が長期化するにつれ、同文書院の学生に対する統制は、精神的・抽象的なものから具体的なものに転化していった。同年上半期の『事業報告書』は、「即ち本院學生の日常生活を極力（一）國民精神總動員（二）國家人的資源總動員（三）國家物的資源總動員の旨意に則らしめ……」⁸⁴⁾と規定した。（一）の國民精神總動員とは、既述の國民精神總動員運動からくる概念であり、その方法として「戦跡の見学」、原文は漢文で書かれた同文書

院の「興学要旨」と「立教綱領」の和訳とその配付などが挙げられている。ここでもまた同文書院精神が、当時のショーヴィニズム的愛国主義に結びつけられている。(二)の「国家人的資源」と(三)の「国家物的資源」は、既に述べた通り「国家総動員法」の概念である。同文書院においては、その人的資源とは、書院生こそ「我が國對支文化工作の人的資源唯一真箇の源泉」とされ、学生はそれを自覚して病気やテロに遭うことがないようにと注意されている。(三)の物的資源の総動員としては、(1)国産品の愛用、(2)消費節約・内地よりの送金抑制、(3)日本人経営の船車の利用が推奨されている⁸⁵⁾。このように日常生活におよぶ規制が大々的に進み始めている。こうした雰囲気^(マア)の悪化について、36期生回想録は次のように書いている。「我々の在学中は、全く受難の時代であつた校舎も虹橋路、長崎、海格路と三度、所を替えたし、日支事変の勃発で吾々の身边は急速に軍事色に塗り潰され、自由なるべき学生生活も非常な制約を受けていた。」⁸⁶⁾と。

1939 (昭和14) 年度

この年の学生対策上重要な出来事は、学生自治会が解散させられ、寮の管理体制が強化されたことである。上半期の『事業報告書』は、「……大學豫科が本年四月より開設されたるを以て益々創立精神を振起し劃期的なる訓育制度を實施することと為したり……」として、まず「従來の本院學生自治會を解散」と記している⁸⁷⁾。これによって、1930年にあの学園民主化闘争を全学ストで闘った伝統ある自治会は消滅した。また1名の学生・生徒監、2名の学生・生徒主事のもとに、3名の寮監がおかれ、寮生活への統制が強化された。

また下半期のそれには、「第一國民總動員の趣旨に即應する為には我が國體の精華の發揮に専念し東亞新秩序建設に於ける本院の役割を明確に把握せしめ以て本院及び本學の學生生徒としての自負心を振起せり。」⁸⁸⁾(下線は引用者)と、書かれている。「東亜新秩序」とは、日本と傀儡國滿洲及びこれまた傀儡汪兆銘政権の中国を結集した地域

のことが表象されており、これは書院生はその担い手たれと励ましていることを意味している。

そしてこの年の9月1日は、同文書院でも国民精神総動員中央連盟が決めた「興亜奉公日」が早速実施された。早朝から皇居遥拝、戦没将兵の英霊に対する黙禱が行われ、「国民精神作興に関する詔勅」が奉読された⁸⁹⁾。またこの年の10月、同文書院(大学)は、団体勤勞奉仕を実施した。第4学年は射塚の構築、第3学年は塹壕の構築、第2学年は全校庭の清掃、第1学年は農場創始工作といった全学勤勞奉仕である⁹⁰⁾。学徒勤勞奉仕は、1937年8月24日に閣議決定された「国民精神総動員実施要綱」を出発点にしていたが、この年には、文部次官通達によって、集団勤勞作業は中学2、3年以上大学にいたるまで、年15ないし20日とされていた⁹¹⁾。

1940 (昭和15) 年度

この勤勞奉仕は、この年の9月、上海広中路海軍陸戦隊表忠塔建設作業のために全学が3組に分かれ、3日間にわたって実施された⁹²⁾。10月25日から31日にかけて「鍛錬週間」といわれるものが実施された。初日は国旗掲揚、体操、観閲分列、2日目は4年生の実包射撃と2・3年の野外出行軍と続き、5日目は勤勞作業が行われ、教練とも結びついた総合訓練であった⁹³⁾。

また11月10日には、紀元二千六百年奉祝会と「国民精神作興に関する詔勅」奉戴式と靖亜神社年次大祭との3つの行事が合わせて挙行された⁹⁴⁾。紀元二千六百年祭とは、この年が皇紀2600年に当たっていたからであり、政府はこの行事を戦時下での国民統合のために大々的に利用しようとした。

そして興味深いことに、この年度の下半期の『事業報告書』は、次のように記述している。「四十年前本院創立の當初興學の要旨に曰く、中外の實學を講じ中日の英材を教ふ、期するところは中国を保全し而して東亞久安の策を定め字内永和の計を立つるに在りと。是れ即ち今日の急務たる大東亞共榮圈確立の謂に外ならず我が書院創立先覺者

の卓見今日に於て愈々其の光輝を發揮すると謂ふべし。」⁹⁵⁾(下線は引用者)と。さきの「東亜新秩序」について、ここでは「大東亜共榮圏」観念をも、先覚者の思想に由来するものと、それを歪曲して正当化している。

1941（昭和16）年度

この年度も秋に全学をあげて、勤労奉仕が実施された。10月1日より3日間、第2運動場低地埋立工事、同月27日より3日間、第2運動場西北隅の射撃場補強工事が、それであった⁹⁶⁾。

この間、8月8日の「文部省訓令第27号」に基づき、10月25日には大学内に「報国隊」と称する軍隊的組織が成立した。同訓令は、「……学校報国団ノ内ニ指揮系統ノ確立セル全校編成ノ組織ヲ樹テ、隊ノ総力ヲ結集シテ適時出動要務ニ服シ、ソノ実効ヲ収ルノ体制……」⁹⁷⁾と命じている。こうして同文書院（大学）は、学長を隊長として、4個中隊に編成された。

またこれとは別に、同年11月、これまで自主的に活動してきた各クラブの連合体であった「学友会」が、「靖亜奉公会」という組織に再編された。その目的には、「挙国一致熾烈ナル報国精神ニ徹シ、靖亜ノ大業ニ献身戮力センガタメ、修文練武質実剛律ナル校風ヲ涵養發揮」するためと謳われている⁹⁸⁾。その結果、各クラブは新たな、半軍事的な意義を付与されて、鍛錬団（柔道部、剣道部、弓道部、等）、国防団（銃剣道部、射撃部、等）、文化団（学術研究部、尚志会部、等）、更生団（大学寮部、予科寮部）となった。自治会の解散の後、最後まで残っていた学生の自治組織は、こうしてその自由を最終的に剥奪された。

第4節 太平洋戦争期の学園のファシヨ的支配の強化

前年の1941年12月8日、日中戦争は持続したまま日本は太平洋戦争に突入り、戦争はアジア・太平洋戦争となって一段と大規模化し、そのため国民に対する日本型ファシズム支配もさらに強化されていった。同文書院（大学）の学生生活も、

次章で述べるその軍事動員とあいまって、まさに悲劇的なものになっていく。

1942（昭和17）年度

4月22日に実施された勤労奉仕は、それまでのものとは異なり、上海在留邦人全体で実施された生産活動、工業用・下剤用油をとる蓖麻の栽培作業の一環として、校庭にそれを植え付ける作業として行われた⁹⁹⁾。

そして式典は、天長節や紀元節が従来どおり挙行されたほか、いっそう軍国主義的なものが加わってきた。その一つは、太平洋戦争勃発日の8日に因んで、毎月8日が「大詔奉戴日」とされたことである。学生は校庭に整列して、大詔奉読式が実施された。このような式典は、1942年度には、8、9、10、12月、翌年の1、2、3月に行われたことが確認できる¹⁰⁰⁾。そのうち12月のそれは、「大東亜戦争一週年記念日」となり、団体行軍によって上海神社、その後八紘園の海軍表忠塔、大場鎮の陸軍表忠塔の参拝が実施された。

式典の第2は、これまで学園にはなかった靖国神社遥拝である。この年度は春の4月25日と秋の10月16日の臨時大祭に合わせて行われた¹⁰¹⁾。校庭に教職員と学生が整列し、国旗掲揚のあと遥拝をしている。

11月10日には、1935年来行われてきた「靖国神社」の例祭は忘れずに実施されたが、この年はその後、学生の体力・気力を鍛える「錬成大会」が開催された¹⁰²⁾。

1943（昭和18）年度

この年度下半期の『事業報告書』は、東亜同文書院大学の一般概況を次のように特徴づけている。「戦局は將に決戦段階に入り政府は速に國內体制の強化を計り以て聖戦完遂の為め教育に關する戦時非常措置方策を決定し學徒の戦時勤勞動員を高度に強化し以て學徒盡忠の至誠を戦力の増強に集結し行學一體の本義に徹せしむることになり着々として其の實行に移行しつつあり……」¹⁰³⁾。勤労奉仕が転じて、この勤勞動員が本格化するの、次年度以降になるが、この年度はキャンパス

内の蓖麻畑の除草が行われたほか、相当面積が区画されて、蔬菜の自給体制がとられるようになった¹⁰⁴⁾。

式典に関しては、前年度同様、毎月8日が大詔奉戴日であり、4、5、6、7、8、10の各月に挙行されたことが確認される¹⁰⁵⁾。ただし1944年3月8日は、式が行われたかどうかは確認できないが、午後、艦隊報道部高山海軍中佐による、「敵の戦法と最後の勝利」と題した講演がなされた¹⁰⁶⁾。

靖国神社遥拝の儀式も、前年度同様、春秋2回の臨時大祭に際して行われ、遠く上海から遥拝された¹⁰⁷⁾。

この年も11月10日には、靖国神社の年次例祭が挙行されたが、ひき続いて、学生は下川配属将校引率のもと、教職員同伴で、桂墅里地区と江南造船所の見学に出向いている¹⁰⁸⁾。因みに江南造船所は翌年学生が勤労働員でいく事業所の一つであった。

この年度下半期の「學生生徒の體育と修練」について、『事業報告書』は、次のように述べる。「今や帝國は現決戦下に於て敵の物質的威力を凌駕し、戦捷を完ふするため、更に人的戦力の優越を圖り確乎不動の體制を堅持しつつあり、此の秋本學に於ても勿論國家の要請に應へ戦時學徒體育訓練實施要綱に基き、有事即應的體育訓練の實施に努めたり。」¹⁰⁹⁾そのため、毎日午後2時から、授業は教練、武道および一般鍛練に充てることにされた。敵国アメリカの強大な物量を人間の体力・精神力で乗り越えようとする心情が、大戦中とくにその末期に顕著となるが、その傾向がここでも表われている。

1944（昭和19）年度

この年度については、戦争末期に入り、同文会はもはや『事業報告書』を刊行することが出来なかった。そのため私たちは、主に新・旧の『大学史』と、その他若干の史料に頼る外はない。

まずこの年度の初頭、徴兵されなかった専門部の学生は、勤労働員の一環として「軍米収買協力奉仕」にでる。軍米収買とは、中国での日本軍が

食糧の自給体制を構築するため、日本商社の者が日本兵に守られながら、占領地域の中国人農民から米・麦を買い集める活動である。しかしこの頃になると日本軍には人員が不足し、そのため書院から補助要員として学生が動員された。それについて、専門部1期生の及川和浩は次のように報告している。「昭和十九年春供出の渉らぬ軍米収買督促に実砲弾を渡されて、昆山常州近辺の農村を数名の本物日本兵に引率されて歩き廻された。清郷工作が清箱工作と皮肉られた様に、この任務は書院の引受ける可からざる嫌な仕事で数名が地雷で軽傷したが……」¹¹⁰⁾と。清郷活動とは、上海周辺まで広く農村を支配していた共産系の新四軍から農村を隔離しそれを防衛しようとする作戦である。軍米収買活動はそれと結合していた。この活動は本来、書院の勤労奉仕活動に位置づけられるものであったが、学生は日本兵士の指揮のもと、武器を携行して参加していたから、これはもはや次章でのべる軍事動員に転化していた。

この年度において特徴的な点は、前年度の10月から今年度の前半にかけて実施された学生の軍事動員のあとまだ学園に残っていた学生たちを、根こそぎ勤労働員にかけることであった。政府は、学生・生徒の勤労働員については、すでに前年10月12日に閣議決定した「教育ニ関スル戦時非常措置方策」によって準備していた。そして1944年になって、まず1月18日になされた閣議決定、「緊急學徒勤労働員方策要綱」によって動員期間は、「1年に4か月」とされたが¹¹¹⁾、6月4日の決定、「決戦非常措置要綱ニ基ク大學教育に關する措置要綱」では、「決戦ノ現段階ニ即應シ學徒ヲシテ一年間常時勤勞其ノ他非常任務ニ出動セシメ得ル……」とされ、動員期間はたちまち「1年間常時」に延長された¹¹²⁾。

こうして同文書院大学においても、10月、本部と3支隊からなる学徒勤労働隊が編成された。第1支隊は三菱重工江南造船所に、第2支隊は登部自動車工場に、第3支隊は各特務機関および学内勤務に配属された¹¹³⁾。しかしそのなかで第1支

隊は悲劇に襲われる運命にあった。同造船所は、当時、日本の戦時標準船を建造していたが、12月19日、アメリカのB29の爆撃にあい、防空壕に退避していた学生が直撃弾をあびて殉難した。その名を挙げれば、天野、橋本、神戸、清水、下原、宮崎の6名である。翌日小岩井教授の指揮のもと、バラバラになった遺体の発掘が行われ、それが斎場にはこぼれて、茶毘に付されたとき、学友たちは、「やりばのない憤りと悲しさが胸をつき上げた」と回想している¹¹⁴⁾。小岩井教授は冷静にしかし決然として、上海の海軍武官府と交渉し、全学生四、五十名を校庭に集め、書院生をこの職場から引き揚げることを宣言した。

第3章 東亜同文書院（大学）の軍事動員

前章で述べた書院の日本型ファッション化と並行し、またそれとの相互規定関係のなかで学園の軍事動員が巨歩の歩みで進行していった。その軍事化の側面として、ここでは(1)1937～38年の通訳従軍、(2)軍事教練の導入とその強化、(3)徴兵猶予停止と徴兵年齢の引き下げ、(4)キャンパスの兵営化、を取り上げたい。

第1節 通訳従軍

1. その経緯

学生の軍事動員は、日本内地の高等教育機関では、一般的にいて1943年10月のいわゆる学徒出陣から始まるが、同文書院の場合には、それより一段と早く、日中戦争の開始とともに、「通訳従軍」という形で、1937年からいっきに始まった。

この問題は、「軍方面の切実な懇請」、また「各方面より」の要望、学生内部おもに右翼系の学生からの志望、等が契機となって生じてきた。そのため1937（昭和12）年8月22日の臨時教授会はこの問題について協議し、次のように決定した。「第四学年生中通訳従軍志望者に対しては、修業証書を授与して一応学籍を除き従軍せしめ、来年三月改めて考査の上卒業証書を授与すべく、かつ

卒業後といえども各人の希望に依りては五カ月を限り復学を許可して学修せしむる事¹¹⁵⁾と。こうして書院は、上海周辺の戦局の深刻化のため、10名の職員を残し、全教職員と夏季休暇中にも残留していた学生を内地に帰国させ、あわせて馬場教頭を上京させて、書院の内地への一時移転と通訳従軍について、同文会及び監督官庁と協議させた。

その結果、通訳従軍については、9月3日に同文会長——ある史料には岡部理事長ともある¹¹⁶⁾——と院長の連名で、学生の派遣元および父兄に了解を求める手紙を出す一方、学生に次のような告諭を送付した。

告諭¹¹⁷⁾

祖国大日本帝国は東亜永遠の和平を顧念し遂に挙国一致の下に皇軍を隣邦大陸の南北に派するに至れり。之れ真に己むを得ざるに出づ。此の秋に当り帝国臣民たるもの誰かこの責務の重大を顧ひ犠牲奉公の一念耿々たるものなからんや。

然るに我が忠勇義烈の将兵と雖も、現地に入りては其の言語に通ぜず、又其の地理に暗きが為め多大の不便と支障を生ずる事無きや、転た憂慮に堪へざるものあり。

是に於てか、敢て第四学年生諸子に告ぐ。諸子は幸にして支那の現地に学び、既に其の言語地理人情風俗に通じ、且つは又我が書院の特殊課目たる支那内地大旅行をも了へたり。今日深くこの重大なる時局に鑑み、須く書院創立の精神を想記し、挺身奉公の至誠を致し、決然立って時艱に赴く熱烈なる意気を有せらるべきを信じて疑わず。祖国は今や切に諸子に求むる所あり。就而は此の際諸子にして、その長ずる所を以て、或は軍事通訳に、或は後方勤務に進んで出勤し、以て祖国に対する応分の奉公を尽されんことを切望して止まず。

昭和十二年九月三日

東亜同文書院長大内暢三

こうしてまず8月から10月1日にかけて、第1陣5名が海軍通訳として出発していった。

同文書院は、10月18日を期して、長崎の旧女子師範学校跡地を仮校舎として再開することになったため、夏休みを利用して「大旅行」を行っていた4年生を含めて全学年が結集してきた。その前日の17日、学生大会が開催され、従軍通訳問題をめぐって熱い議論がたたかわされ、「結局、学生の自由意思による従軍」¹¹⁸⁾という結論になった。しかしすぐには第2陣の出発にはならなかった。出陣命令が遅滞していたからである。そのため有志が血書請願書を認め、陸軍省に陳情しようとした。そしてそれが、学生監野崎教授によって長崎駅頭で阻止されるという一幕もあった¹¹⁹⁾。

しかしその後、上海陸軍武官室からの電請により、10月25日、第2陣20名が出発し、ついで、同文書院出身の陸軍通訳官土屋弥之助(26期)の軍命による来院があって、10月30日に第3陣20名が、11月5日に第4陣19名が、11月7日、第5陣15名が、そして最後に11月22日、1名が出発していった¹²⁰⁾。これで病気のため参加できなかった7～8名を除き、4年生80名が出陣していった。彼らの大部分は、杭州湾上陸作戦に参加し、その後首都南京方面へと侵攻する柳川兵団の各部隊に配属され、後述するようなきまざまな活動を行って、その大部分は、翌38年2月末までには、卒業式に参加できるよう帰還した¹²¹⁾。しかしその間、不幸にも第2陣で出発した石井勝が1938年2月23日、蕪湖付近で戦死し、その他2～3名の者が負傷した。

2. 通訳従軍に対する教員の態度

それでは、この学生の通訳従軍に対して、同文書院の教員たちはどのような態度をとったのか。それは全体としては、8月22日の教授会決定に要約されている。すなわち4年生に限って、しかも一定期間に限っての条件付き賛成であって、けっして無条件の熱狂的な賛成ではなかった。それは大内院長や馬場教頭の態度にも表れていた。

大内院長は、かつて1932年、第1次上海事変

が起こったとき、一部の学生が戦闘参加を要求したのに対して、「君らの気持が判らないではないが、私は君らを親から、府県から、国から預かっている。こうした事件で君たちを死なすことは断じて許されない。この責任は私が負う」と諭して、在留邦人の囂囂たる非難のなか、毅然として全学の長崎引き揚げを実行した人物である¹²²⁾。しかし5年後の今回は、その態度は明らかに異なり、「告諭」まで発して、学生に参加を呼びかけた。ただし彼は理性を失ってはいなかった。従軍命令が遅れ、苛立つ学生が陸軍省に陳情しようとしたとき、彼は「いま、君たちは狂人同然だから、何を言って聞かしてもダメだが、従軍してくれば、従軍ということが、どんなことか判るだろう」¹²³⁾といった。またいよいよ出発の日に、院長は乗船した学生たちの船室まで出向いて、ひとりひとりに、「皆んな生きて帰るんだぞ」と挨拶して回った、と伝えられている¹²⁴⁾。これらのことは、人間性豊かな大内が、同文会会長近衛を総理大臣にいただき、そのもとで嵐のごとく進展する日中戦争の重圧に屈した、苦渋にみちた態度を示している。

教員のなかには、学生の通訳出征に明確に反対の人もいたことを、学生穴沢が証言している¹²⁵⁾。彼が所用で、馬場教頭を訪れたとき、その場にいた中国語の野崎駿平教授が、教頭にむかって次のように、強く反対論をぶっていた。「これから二月まで、卒業をひかえて今が一番学業仕上げに大切な時期である。今度の事変は、もっぱら弱い者いじめの日本陸軍の侵略戦である。かかるつまらん戦に、軍のお先棒かつぎの通訳従軍など不見識きわる、もつてのほかの愚挙である。もしこのために死傷者が出たらどうします。まったくの犬死ではないか。即刻思い止まらせるべきです」と。それに対して、馬場教頭は、「いろいろ経緯はあったが、学生も血書嘆願までやったのだ、今さら後にはひけまい。戦争の実情を見てくることも、この先の彼らの人生に役立つこともあろう。」と答えている。

しかしついに、教員内部にも悲劇が起った。1938年2月2日、中国語担当の程樸洵講師が自殺した。『新大学史』は、これに関して、「……早稲田大学出身の程樸洵講師自殺さる。日中相争う精神的苦悩のためと察せられ、教職員・学生一同痛惜す。」¹²⁶⁾と記している。この死を悼む学生たちの言葉は多数みられるが、そのうち一番深く分析しているのは、書院の最後の学生（46期生）で、愛知大学を卒業した鈴木康雄氏のそれであろう。康雄氏は、同文書院・愛知大学を通じて中国語の大家となった鈴木擇郎教授の子息である。そのため長崎では一時自宅に寄宿させたこともある程講師の人柄をよく知っていた。康雄氏は、程講師に衝撃を与えた要因として、「学生の通訳従軍が自由意思による全員志願」であったこと、また「……近衛内閣『国民政府を相手にせず』と声明して、戦争を泥沼化せしめてしまい、かてて加えて不幸にも教える一名が戦死すると言う不幸に、精神的に耐えられず『私の教えるのは平和の為の中国語で、戦争に役立たせる中国語ではない』とはかなみ、自殺され」¹²⁷⁾と述べている。

3. 従軍通訳の諸活動

学生たちが従軍して、具体的にどのような活動をしたのかを確定しておくことは、非常に重要である。なぜなら、おもに彼らの活動によって、同文書院の「スパイ学校」説が中国で言われるようになったためである¹²⁸⁾。これらについては、従軍者の回想録、『長江の水天をうち——江南に失われし刻を求めて——上海東亜同文書院第34期生 通訳従軍記』（1993年刊）が、数多くの貴重な体験を伝えている。その活動の基礎にあるのは、彼らのもっていた中国に関する広い知識と、とくに優秀な語学力による通訳・翻訳能力であった。そのことは木村弥佐一が、「……内地からの拓大、外語大（外国語専門学校——引用者）の通訳従軍者が見受けられたが、中国語が通ぜず雑役に回されているとのことだった。」¹²⁹⁾と記していることから判る。

これらをひとまず、まとめていえば、通訳活動

と通訳活動に分けることができる。通訳行為には、中国軍捕虜将兵の尋問通訳、協力してくれる中国民間人との交渉またはその際の通訳などがあり、翻訳行為には、後方での中国側文書の和訳、また前線での中国軍に対する降伏または撤退勧告の、また占領地の宣撫や治安維持のための布告文の中国文の作成などがあった。しかし具体的な活動は、人によって様々であり、それらが組み合わさっており、またある作業から他のそれに移るといったふうに進行している。そのためここでは典型的と思われる若干の例を挙げておこう。

4. 通訳従軍者の行動と感想

その一つは、上記の木村の例である¹³⁰⁾。彼は軍の進軍と共に進み、占領地で協力してくれる中国人とくにその有力者を見出し、「治安維持会」と称する組織をつくって、宣撫活動を成功裏に行った。と同時にある時、捕虜になった兄弟の中国軍将校を尋問し、自分が中日友好を理念とする同文書院生であることをいって、次第に親しくなるなかで、上官と相談のうえ彼らを次のように説得した。彼の部隊は杭州の占領を目指しているが、杭州は景勝の地であり、なによりも無辜の住民を戦禍に曝したくない。そのため中国軍が銭塘江以南に撤退するよう杭州商工会宛の手紙をもってほしいと。この計画は見事に成功し、そのため、彼には「破格の勲七等旭日章」が授与された。木村は「……悔いのない使命を果たし……」と、その満足感を告白している。そこにはこの戦争に対する根本的に批判的な態度は見られない。むしろその中でいかに書院精神を貫くことができたかを誇っているように感じられる。おそらくこういった行動様式は、当時の日本軍からもまた同文書院からも評価される模範的な例であったろう。

もう一つ挙げれば、工兵隊とともに進撃した橋川滉の例である¹³¹⁾。橋を破壊して後退する中国軍を追って進撃する日本軍のために、彼は仮橋の材料——大抵は切り倒した電柱——を運搬させるために、時には50人に及ぶ中国人「苦力」を雇う役割を果たした。みずから「苦力頭」であった

と自嘲している。また彼は、進撃する日本軍に輜重隊が追い付かないため、中国人協力者をえて、食糧調達に走っている。

さらにもう一つ、当時の戦役では、書院従軍者のほとんどの者が目撃していることだが、暴行、略奪、殺人、強姦、放火、等の日本軍の残虐行為が目立っていたが、これに失望して、上官にむかって公然と批判した勇氣ある学生がいたことである。穴沢によれば、彼と別の部隊に所属していた直林憲栄と白山正已に出会い、彼らが三人で直林の上官佐々木到一旅団長に会いに行った時のことである。旅団長が、「どうだ従軍の感想は」と尋ねたところ、白山が、「実は日本軍の行動には失望しました。虐殺・暴行・略奪は日常茶飯事で、これではとても皇軍などとはいえません」と言い放って、穴山を仰天させた。それに対して、佐々木は「お前たち戦争を只見物に來た青書生に何がわかる。仲間が殺され、いつまた自分が死ぬかわからぬ兵士たちが、そのくらのことをするのは当たり前だ」といきり立ったそうである¹³²⁾。その白山の戦後の談話では、佐々木はその後、「おい、そのへば通訳、俺はお前たち同文書院の校長になりたい。」「お前のような奴を養成できる同文書院、俺はいつそその校長になりたい」、といったそうである¹³³⁾。

それにもう一つ目をひくのは、この通訳従軍に参加して、またその後の日中戦争を振り返って、深く反省している書院生が何人もいることである。今村静雄、島田孝夫、井上侷などがそうである¹³⁴⁾。今村は次のように書いている。「……卒業以来、いつも心中に去來するものは、日本側に非のある戦争に手を貸したことになる従軍行為についての^{じくじ}忸怩たる反省の気持ちであった。当時の情勢からすれば、従軍は当然のことであったが……。翻って思考すれば、聖戦という意義の客観的公正な把握の不明確さ、そして若気の短慮・短絡から慎重配慮を欠いた従軍決断、さらに東亜同文書院という止揚的立場を保持してきた歴史に汚点を残したのではないかという私的後悔の念が払

拭できず、以来、自粛自戒しながら今日まで来ている。」¹³⁵⁾と。そのため彼は、戦後は日中友好のためさまざまな活動をしている人物である。

島田も次のように書いている。「当時は聖戦と信じ情熱をもって従軍したが、今振り返ってみるとこの戦争が客観的に帝国主義的侵略戦争であったことは否めない。慙愧の念とともに、改めて今後日中不再戦の要を痛感するものである。」¹³⁶⁾と。

そしてもう一つ興味深いことは、従軍した者の大部分が華中侵攻の陸軍に所属しており、彼らの多くが攻略後の南京に駐屯するか、そこを通過するかしたため、そこで大規模な殺戮があったことを証言していることである。例えば、味沢、今村、井上、穴沢たちである¹³⁷⁾。なるほど彼らといえども、実態を全面的に調査できる立場にはなかったためか、中国側が今日主張しているように「三十万人の大虐殺」という規模には疑問を抱いている。それでも味沢などは、「石原慎太郎が『南京虐殺は虚構だ』と言うのは全くの嘘である。」¹³⁸⁾と、言い切っている。

第2節 軍事教練の導入と強化

軍事教練とは、徴兵されたのちしかるべき兵士として即応できるように、前もって学校内部で、教育課程の一環として、配属将校の指導のもとに実施される軍事訓練である。我が国でこれは、1925（大正14）年4月13日、「勅令135号」「陸軍現役将校学校配属令」によって導入された。それは官公立では、中学以上、高等学校、大学予科、専門学校にいたるまで、強制的に、ただし大学学部では「大学学部ノ申出アルトキ」、また私立学校では、同等の諸学校において、すべて「当該学校ノ申請ニ因リ」導入された¹³⁹⁾。

これは、総力戦であった第1次世界大戦の経験を踏まえて、軍部は、精鋭常備軍を常時大量保持しておくよりも、戦時に急速に動員できる国民の軍事的力量を潜在的に蓄積しておく方がよいとの考えから、また1920年代の軍縮過程によって、過剰になった将校の受け皿確保の手段としても、

実現したのである。

大学では教練は最初は必修制ではなかったが、それを履修した学生には、将来、兵役期間が1年から8ヵ月に短縮されるという特権が与えられたため、早速普及し始めた。東京帝大では1925年6月から、京都帝大でも同年9月から、また私立では早稲田大学で1927(昭和2)年から導入された¹⁴⁰⁾。

ところが同文書院の場合は、既にみたように、通訳従軍といった特殊な形態であったとはいえ、軍事動員は他の高等教育機関よりずっと早かったが、教練の導入はかえって遅れていた。その理由は、同文書院が中国にあり、その上海でも租界地外に所在していたため、そこで公然と軍事教練を実施することは、中国の主権侵害になりかねなかったからである。それで日中戦争が始まり、これも日本は支那事変と呼んで正式には国際法上の戦争とは認めたらなかったのであるが、1937年11月同文会はようやく申請に踏み切った。翌38年8月6日の理事会報告は次のように記している。「東亜同文書院軍事教練実施ニツキテハ昨年十一月二十九日付ヲ以テ外務大臣陸軍大臣ニ宛テ配属将校ノ派遣ヲ申請シ又銃器ノ下付ニツキ願出ヲナシ爾來督促ヲ怠ラズ一方阿部理事ニ於テハ非公式ニ軍当局ニ対シ交渉尽力セラレタル結果此程函獲ニ係ル銃器及銃剣各二百挺分ヲ上海派遣軍ヨリ下付セラレ又配属将校ハ戦局ノ進展ニツレ益々派遣困難トナレルモ別ニ教練教師トシテ予後備役将校ノ内ヨリ派遣セラレルべく目下軍部ニ於テ鋭意考慮中ナル旨ヲ報告セリ」¹⁴¹⁾と。

こうして1938(昭和13)年11月1日、同文書院では、第12師団より配属将校として谷村中佐が着任し、2学期から軍事教練が実施された。また翌39年1月には、その後継続的に専任の配属将校として勤める下川三蔵大佐が着任した¹⁴²⁾。

ところで、我が国において軍事教練が初めて導入された頃、本土では1925年、当時の学生運動の連合体「学生連合」の指導の下に、小樽高商、早稲田、東京帝大、立教、青山学院などで激しい

「反軍教闘争」が起った¹⁴³⁾。それと比べれば同文書院の場合は、教練導入にともなって「断髮令」が出され、それに反対する名文の檄文が掲示板に張り出され、喝采を浴びたにとどまった¹⁴⁴⁾。この相違は、慢性的不況に苦しんでいた1920年代半ばと、既にファッショ化が進み始め、日中戦争の重圧がのしかかっていた1938年の情勢の違いからくるものであろう。

すでに第1章で述べた通り、1939年4月から、大学予科が事実上発足し、その予科の教科課程には、前掲表1にあるように、「体操及教練」は第1学年では週3時間、第2学年では週2時間が、また1941年に発足する学部においては、前掲表2にあるように、「教練」として、第1学年から第3学年まで、いずれも週2時間が必修として課せられた。したがってこの大量の時間を引き受けるためには、それに応じた教練担当の教員が必要となり、1943年上半期には、上記下川の他、吉田稔、城島三夫、川窪澄江、松光隆晴の4名がいたことが確認できる。

この1939年度の予科発足、教練の本格的導入の時期に、早速、同文書院の教練が日本の全大学のその一環であることを示す行事が行われた。5月16日、陸軍現役将校配属15周年式典に参列するため、下川大佐引率のもと1名の書院生代表が派遣されている¹⁴⁵⁾。この年度上半期の教練について、『事業報告書』は次のように書いている。「新學期開始に當り大學令に依る最初の豫科生百六十名入學、新舊學生を固有の學年及組別に編成し學校教練の本旨に鑑み文部次官通牒に依る教練教材進度表並軍事講話實施要領に基き特に出戰準備事變即應重點教育に力を用ひ年度學期別教育豫定を計画し實施せり」¹⁴⁶⁾と。その結果、11月14日、最初の査閲が池ノ上賢吉少将により行われ、「閱兵及分列は隊伍整頓歩法良好密集教練又整正戰闘教練勇壯活潑に實施せられたり。」との講評をえた。こうしてこの年度の卒業生は、翌40年3月3日、全員教練検定に合格したことが発表された¹⁴⁷⁾。

教練の内容は、学年が進むにつれて高度になり、全体としては豊富な内容になっていく。1941（昭和16）年11月20日、奥津少将によって行われた査閲の講評の概要はこうであった¹⁴⁸。(1)戦闘訓練 一般に士気旺盛にして真剣味充実し地形天候等の悪条件を克服して戦闘を実施したるは適当なり。(2)銃剣術 氣勢充実しあるは可なり又高学年となるに従い進歩しある状況を認めたるは可なり。(3)狭窄射撃 概ね良好なり命中成績亦可なり。(4)閱兵分列 整齐厳肅にして学長を核心とする精神的団結を窺知し得たるは欣快に堪えず。(5)之を要するに学長以下教職員の理解と配属将校以下教練担当者の熱意と学生の時局認識による自粛とに依り教授力の不足資材の不備等を克服し教練全般の成績は良好と認む。その結果、在学年限3ヵ月の短縮で同年12月21日に卒業していった同文書院商学科卒業生106名、翌1942年3月31日の予科（第2回）第2学年修了者164名は、全員教練検定に合格した。

1942（昭和17）年度の10月30日に、支那派遣軍総司令部参謀副長野田謙吾中将が、補佐官1人、副官1人をつれて行った査閲はさらに複雑なものとなった。それには、一般的な内容に加えて、学部第1、3学年の12キロ行軍（午前7時出発、1時間40分で帰着）、小隊戦闘教練、銃剣術試合、第1学年の野外小隊訓練、第2、3学年の中隊教練、などが含まれていた¹⁴⁹。

このような教練は、たんに校庭や学校周辺で実施されたにとどまらなかった。その一つは野外行軍であり、それは教練導入いらい実施されていたが、1943（昭和18）年には非常にハードなものとなった。5月28日、下川配属将校に引率されて、学生全員が武装のうえ、楊樹浦軍工路までの往復を、午前7時に出発し、午後6時半に帰着するというものであった¹⁵⁰。また同年には兵営体験訓練も実施されている。6月3日から9日まで、学部第3学年生88名は、下川大佐引率、教練担当の城島、川窪講師同伴で、蘇州矛第2317部隊のもとに宿営し、「……隊内の厳肅なる軍規の下に

起居して軍隊教育の真髄に觸れ……」る体験をさせられた¹⁵¹。

第3節 徴兵猶予停止と徴兵年齢の引き下げ

大学・専門学校学生の軍事動員について考える場合、その最大の形態が1943（昭和18）年10月に実施された「徴兵猶予の停止」、いわゆる「学徒出陣」であったことは、だれしも異論はない。しかしそれには前史があり後史もあって、ともに書院史を規定していた。

もともと1927（昭和2）年4月に制定された「兵役法」に基づき、同年11月に公布された「兵役法施行令」によれば、徴兵年齢20歳以上であっても、在学期間中は、「本人ノ願ニヨリ」、中学校では満22歳まで、大学予科・専門学校では満25歳まで、大学学部では満27歳まで、徴兵が猶予された¹⁵²。

ところが日中戦争が始まり、1939（昭和14）年3月、兵役法が改正されて、その徴兵猶予年限が、中学校では満21歳、大学予科では満23歳、専門学校では満24歳、大学学部（医学部を除く）では満25歳、大学医学部では満26歳に、それぞれ短縮された¹⁵³。そして1941年10月にそれは、陸軍・文部省令によって、「当分ノ内」と限定しながらも、中学では満21歳、大学予科では満22歳、専門学校では満23歳、大学学部（医学部を除く）では満24歳、大学医学部では満25歳と、それぞれ再び引き下げられた¹⁵⁴。

速やかに兵員を増強したい軍部は、今度は「修学期短縮」の措置にでた。1941（昭和16）年6月、「学生生徒卒業期繰上ニ関スル件」によって、修学年間を3ヵ月短縮し、本来、翌42年3月に卒業すべき学生を41年12月に卒業させることになった。これは本来ならば43年1月に入営していた者を1年早めて、42年1月に入営可能にするためであった¹⁵⁵。同文書院38期生106名は、すでに第1章で述べた通り、この措置によって、41年12月21日に卒業させられていった。続いて1941年11月、文部省令によって、1942年度の大

学学部、予科、専門学校の在学修業年限が6ヵ月短縮されることになった¹⁵⁶。そうすれば該当者の42年10月入営が可能になったからである。同文書院39期生24名はこうして42年9月に卒業していった。翌43年度にも同一措置が継続し、書院では大学1回生（通算40期生）110名は、1943年9月12日に卒業していった。これらの卒業繰り上げは、高等教育機関が、効率的に教育し立派に育てたので、早めに社会に送り出すための政策ではまったくなくて、すこしでも早く卒業生を兵隊にとろうという措置であった。

そしていよいよ1943年10月の「徴兵猶予停止」がやってくる。同月9日、勅令「在学徴集延期臨時特例」が公布され、兵役法第41条第4項の規定「戦事又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニヨリ徴集ヲ延期セサルコトヲ得」に基づいて、「当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」と通達された¹⁵⁷。これは当初は専攻学科に拘わらず、全面的な徴集延期の停止であったが、その後11月の陸軍省告示によって、理工系の学生は除外された。文科系である同文書院大学は除かれなかった。同文会『事業報告書』は次のように述べている。「十月七日 一、国内態勢強化指向に基き教育制度の變革により學生生徒の徴集猶豫制停止せられたる結果十月廿五日より三日間臨時徴兵検査施行に決定本學に於ては約四百名の受験該當者あり學園の非常時局即應の時期愈々到來す¹⁵⁸」。

現地での徴兵検査は、10月25日から虹口の武徳殿で行われたが、その結果は現地入営者319名、内地入営者65名、計384名、病気のため入営できなかった者6名であった¹⁵⁹。そして東京の神宮外苑のように、盛大な壮行会が上海では11月27日に挙行された。『事業報告書』は、その様子を次のように伝えている。「本學出陣學徒に對し上海居留民團及上海興亞報國會合同主催虹口公園に於て壮行會舉行せらるゝにつき全學徒は武装して教職員と共に徒歩式場に向ふ。沿道の邦人熱烈なる送迎あり午後一時歩武堂々會場に到着午後二

時開會國民儀禮の後閱兵分列を行ひ軍官民當局の熱烈なる壮行の辭を送り出陣學徒代表答辭ありて式を閉じ更に上海神社に於て祈願祭を嚴修再び隊伍堂々歸學の途に就く。」¹⁶⁰と。こうして12月1日、徴兵検査合格者のうち現地入営者は南京において、また帰国したものは内地のそれぞれの地に於いて入営していった。

なおそれより少し遅れて、12月21日、朝鮮半島出身者のうち志願し、徴兵検査に合格した特別徴兵志願者9名の壮行会が校庭で行われた¹⁶¹。これは、当時日本の植民地であった朝鮮と台湾に関してとられた措置であり、なにも書院にのみ限られたことではなかった。

学生の軍事動員はこれによって終わったわけではなかった。すぐひき続いて、1943（昭和18）年12月24日、「勅令第939号」「徴兵適齡臨時特例」及びそれに対応する陸軍省令「昭和十九年度ニ於ル徴兵事務ノ特例ニ関スル件」によって、徴兵年齢が1歳引き下げられ19歳となった¹⁶²。そのため書院からは、約300名の者が、1944年2月に徴兵検査を受け、3月20日に入営していった¹⁶³。

しかし徴兵年齢の引き下げはまだまだ続く。1944（昭和19）年十月勅令および陸軍省令をもって、兵役法施行規則等が改正され、満17歳以上徴兵適齡前の者、すなわち17～18歳の男子は第二国民軍として編入され、国土防衛に当たらせることが布告された¹⁶⁴。それは敗戦の年1945年に入って強行され、本間学長が、「更ニ六月ニ至リ十八才以上ノモノモ入隊セシメ徴兵検査ハ入隊後行フコトナレリ」と書くほどの状態になった¹⁶⁵。しかし46期生長沢源夫は、「十七歳以上すべて入営」という項をたて、「……六月の末、突然領事館警察から七月に徴兵検査があり、ただちに現地入隊という令状が学校の事務所に届けられた。満17歳の者はすべて繰り上げ入営という知らせである。」¹⁶⁶と書いている。このほうが法令の改正内容に照応しており、正しいように思われる。

第4節 キャンパスの兵営化

学生が次々に徴兵によって学園を去り、兵営に入っていたのは逆に、今度は兵隊たちが、宿営施設として利用するために、書院のキャンパスに入り込んできた。

それは早くも、1942（昭和17）年に始まっている。同年12月11日、設営隊将校以下7名の軍人が来学し、また大学からは庶務主任が貨物廠の主計将校を訪ね打ち合わせを行った。その結果、12月18日、第5015部隊の主力が、書院キャンパスに到着し、24日まで宿営した¹⁶⁷⁾。これはまだ軍隊が通過するうえでの一時的な滞在であった。

しかし翌年には、それは恒常的なものになっていく。それは書院が附属専門部を開くために海軍から借用した軍工路の旧滬江大学の校舎から始まった。書院はそこでの開校のため必要な改修を前年の12月までに了え、1943年5月9日に晴れて開校式を挙げて授業を開始した。ところがそれより少し前、4月14日に突然、同校舎を同年9月末日までに返還するようとの支那方面艦隊司令長官からの命令が、大使館を通して通達された¹⁶⁸⁾。そのため同校舎の使用は5カ月足らずで終わり、9月15日から19日にかけて、海格路の本校舎への設備の移転と学生の移動を行わねばならなかった¹⁶⁹⁾。移転には「苦力」の力も借りたが、主に学生が汗を流した。この海軍の措置はまったく勝手なものであったが、授業にいく教員や中国語の発音指導に向かう学生には労力が省け、また専門部の学生には、大学の先輩とともに生活できるという利点もあった。

1944年の軍部と大学キャンパスの関係については、史料不足のため詳しくは判らない。ただ敗戦もしいに迫ってきた1945年2月以降の状態については、本間学長の「東亜同文書院大学引揚前後事情報告書」が、その惨憺たる様子を次のように伝えている。「大学ノ校舎、器物等ニ就テ大学校舎ハ既ニ各部隊ノ貨物廠及ビ通過部隊用兵舎トシテ西寮、工程館、南寮、文治堂ヲ使用シ居リ其後或ハ各部隊ノ本部トナリ或ハ師団司令部、

旅団司令部タリ学校本部、中院、興亜寮及ビ職員住宅ノ一部以外ハ全ク軍ノ使用スルトコロトナリ、時ニハ兵員五千名以上ヲ収容シタルコトアリ、校舎器物ノ損傷不尠、一般軍紀ノ弛緩見ルニ耐ヘサルモノスラアリ、……」¹⁷⁰⁾と。

学園のキャンパスがこのようになっていたから、当然駐留する軍隊と、なお次第に数少なくなっていたとはいえ残留していた学生との間に摩擦が生じた。いまその実態について学生たちの証言を聞いておこう。

38・39期生を代表して加治屋淑郎は、その「最後の書院学生」という回想録で次のように書いている。「憲兵隊も図書館の一隅に入りこんだ。かれらの態度は横柄であり、わたくしたちは何か書院の自由が束縛されるような感じをうけた。この憲兵や領警を向うに廻して横山、古谷、増崎などの諸先輩が堂々と^(ツマ)斗い、不幸にして重、軽謹慎の処分をうけたが、わたくしたちは、これら諸先輩の勇氣に畏敬の念を感じ、大いに溜飲を下げたものだつた。これより後になるが、一期下の徳永がやはり憲兵隊の自動車のガラスをぶちこわして皇軍侮辱云々の問題をひきおこしたことがある。とにかく自由と自治を愛する気持をもつた当時の学生気質は本能的に憲兵隊に反撥した。」¹⁷¹⁾と。

また46期生（専門部）の長沢源夫は、その「最後の現地入学生」において、学生たちがしたファイアー・ストームをめぐる、週番下士官と以下のように口論したという面白い話を紹介している。下士官は、「おい！ やめろ！ 君たちはこの下に恐れ多くも天皇陛下の軍隊が、明日への忠勤を励むために寝ていることを知っているのか、君たちは大学生ではないか、大学生は大学生らしく、静かに本でも読んでいればそれでいいんだ。早くかえって寝ろ！」と怒鳴った。それに対して、長沢は、「ここは書院ですよ、兵舎じゃないんだから、僕たちはあなたに命令される必要はないんです。その上になんですか、天皇陛下まで引っ張り出してきて」と言い返した¹⁷²⁾。

最後に45期生（専門部）の綾部宇吉は、「末期

のキャンパス」の中で、次のような重要な事実を述べている。「私の場合、二十年一月に徴兵検査、三月の入営までの間、訓練。訓練中、現役の兵隊が同期生をなくったことがあった。これに抗議するため、夜中にもかかわらず、本間学長、小岩井教授が『軍』に赴かれ、学園の自由と自治権を主張された勇氣ある態度には、感激したものである。両教授が、『自由』の尊さを教えて下さった課外授業でもあった。」¹⁷³⁾。

むすび

本稿において筆者は、アジア・太平洋戦争下といっても、主に1937年日中戦争開始以降における東亜同文書院の変容を、(1)東亜同文書院の大学への昇格とその展開、(2)東亜同文書院（大学）の日本型ファシズム体制への編入、(3)東亜同文書院（大学）の軍事動員、という3側面に分けて分析した。これらの諸側面は、いうまでもなく相互に重なり合い規定しあって進展した。これらの分析を通じて、本稿は同文書院の「評価問題」、すなわち同校がいわゆる「スパイ養成学校」であったのか、中国語重視という特殊性は持っていたとはいえ、基本的には商学の高等教育機関であったのかについて、筆者なりの解答を与えたいと思った。と同時に筆者は、終戦後、同文会が自主解散し、同文書院大学が自然廃校になったのち、同大学の止揚形態としての愛知大学が生まれてくる諸契機が、同文書院大学のもとでどのように形成されてくるのかに注目した。

第1章において筆者は、まず、日中戦争の開始にともない、当時の大内院長のイニシアティブの下に、書院が、日本の対中国戦争の勝利後——と勝手にきめこんでいたのであるが——押し寄せる多くの日本人を指導し効果的に管理できる能力と資格をもった高級要員を養成するための大学の設立申請をしたことを明らかにした。この構想は、もちろん同文会会長たる近衛首相や同じく同文会理事長たる阿部首相の賛同をえて、また軍部の支

持をえて、1939年末に実現した。しかし大学昇格が終わっても、いぜんとして促成的に養成される実務的な中級要員を必要としたため、1943年には3年制の専門部が付設された。

ところで、1939年発足の大学の教育内容をそのカリキュラムによって窺うと、大学の商学部に対応しく、商学・経営学ならびに隣接の経済学・法学の専門科目が数多くもうけられていた。しかしやはり同文書院の伝統を受け継いで、中国語はもちろんのこと、東亜の名を冠した現状分析的な、総じて実学的な科目も多く残されていた。それに当時すべての大学で必修化された教練や日本武道といった科目もあった。しかしそこには、厳密な意味でのスパイの養成を目的とした科目は存在しない。ここでいう厳密な意味でのスパイあるいは諜報員とは、隠密のうちに前線または敵の後方に侵入して、軍事作戦に必要な情報を取得し、それを持ち帰り、場合によっては通信機など何らかの手段でそれを、味方に通報する要員のことをいっている。そしてやや問題となりそうな科目として、学生が必修科目として行う調査旅行「大旅行」に、日中戦争以降は、軍の依託調査が加わったことである。しかしそれも基本的には占領地内部に限り、また公然と行われており、その意味で第3章で述べたような広い意味での情報収集活動に属していて、上記の意味でのスパイ活動ではなかった。したがって書院が、厳密な意味でのスパイ養成を行ったという形跡はなかったといえる。

他方、筆者は上記のような純粋な専門科目と実学科目との危ういバランスの上に、専門科目担当教員の不足が重なり、主として学生内部で、しかし一部、教授たちをも巻き込んで展開されたいわゆる「学風論争」に着目した。すなわち、同文書院の伝統を維持していくためにあくまでも実学を重視していこうというのが「実学派」であり、大学になったからには内地の大学の同様の純粋専門科目を充実させようというのが「アカデミー派」である。これはけっして政治的対立を直接反映したのではなく、むしろ一般性と特殊性のどちら

を重視するか、の哲学的立場の相違、またはどう大学づくりをするかといった論争であった。

1940年9月、大内暢三院長が引退し、代わって近衛側近の矢田七太郎氏が学長として、やや遅れて本間喜一氏が教頭兼予科長として派遣された。これ以後、書院大学のアカデミー派の学生たちは、外交官出身の矢田氏より、その経歴からいって大学教育をよく知り、また大学教授に相応しい人物を招聘する力量をもった本間氏に期待をよせるようになった。そして1943年11月、矢田氏と本間氏との対立が頂点に達し、両者がともに辞表を提出した時、小岩井氏に支持されたアカデミー派の若い助手たちの説得をうけて、本間氏は辞表を撤回し、1944年2月に学長として復帰した。このような過程で、本間氏と書院の教員、学生との強い信頼関係が醸成されたのである。

この信頼関係は、さらに、その後、第2、3章で扱う書院最末期の非常に厳しい状態のなかで、またとくに敗戦後から引き揚げにいたる未曾有の困難のなかで、本間氏が獅子奮迅の努力を傾けたことによって、いっそう強固なものとなり、それが愛知大学創立の最重要な契機となった。すなわち、学業なかばで終わった書院大学と専門部の学生たちは、他の大学に転入学できたものを除いて、本間先生がやる大学ならば、そこにいこうという流れをつくったのである。1946年12月に実施された愛知大学予科（1、2、3学年）の転入学試験において、同文書院大学関係学生の合格者は、157名に及び、入学者総数の39%を占めたのである。

第2章において筆者は、同文書院（大学）の学生が、様々な中央組織や国家的な儀式・行事を通じて、日本型ファシズムのイデオロギー、国体史観、皇国史観を注入されてゆき、またファッショ的な統制法「国家総動員法」の規制をうけて、植民地的自由主義とはいえ、これまで享受してきた自由な学園生活を奪われていく過程を明らかにした。それらの殆どは、導入時期や方法については各校によって多少の相違はあれ、基本的には当時

の日本の高等教育機関が蒙った抑圧と同一のものであった。

ただ同文書院には、1935～36年に建立された靖国神社とそのイデオロギーという特殊性があった。これは本来、書院の三先覚者、近衛篤磨、荒尾精、根津一の霊を祀り、その思想、すなわち、中日の英才を教え、中国の富強を図り、中日輯協の根を固む、の教えを崇拝するものであって、日本の国家神道とは系譜的にも、内容的にも全く異なる性格のものであった。ところが、この初期の健全なアジア主義が、満州事変以降、日本の中国侵略が巨歩の歩みで進展するなか、その帝国主義的大アジア主義の元祖のように位置づけられてしまった。少数の書院生はすでにその矛盾に気がつき悩んでいたが、多くのものは、それを矛盾なく受け取り、第3章で述べる通訳従軍に参加する。しかしその中で彼らの多くが、「皇軍」の行った残虐行為を目撃して、日本の軍国主義・侵略主義と自分たちが教わった靖国主義＝根津精神との根本的相違を自覚するのである。

ところで、日中戦争勃発直前の同文書院では、国家主義の振作は、靖国神社の祭典と結びついた「国民精神作興に関する詔書」の奉読程度に限られていた。そして書院は「日支親善」の立場を保持して、復旦大学との交流等も行っていった。しかし1937年7月、日中戦争の勃発とともにこの状態は一変した。

1937年7月、本土において「国民精神総動員運動」が組織され始め、翌38年5月に「国家総動員法」が施行されたのに伴ない、同文書院では1939年4月には、伝統をもった自治会が解散され、同年には勤労奉仕が導入された。このような統制と抑圧は年々強化されていくが、1941年には、学長を隊長とし、4隊からなる「報国隊」が結成され、学園内に軍隊的組織が編成された。また同年には、学生たちの自主的活動の最後の拠点であった各クラブの連合体「学友会」が、「靖国奉公会」に再編されている。

日本が太平洋戦争に突入すると、学園と学生に

対する日本型ファシズムの抑圧はますます圧迫的なものとなっていった。毎月8日が大詔奉戴日と定められ、開戦の詔勅が奉読され、年2回の春・秋の靖国神社の大祭には、はるか上海から遥拝がなされた。1944年1月の閣議決定によって、学徒の勤労奉仕は「一年常時」のものとなっていくが、書院では、4月にまだ軍事動員されていない若い学生たちが、「軍米収買協力奉仕」に動員された。これは、軍の兵士が不足する中で、その補助要員として、武装して参加したので、もはや勤労働員とはいえ、第3章で述べる軍事動員に転化していた。

同年10月、学徒勤労隊が編成され、そのうち1隊は登部自動車工場へ、もう1隊は三菱重工江南造船所へ派遣された。しかしこの江南造船所で惨劇が発生する。12月、同造船所が米軍機の爆撃にあい、防空壕が直撃されて6名の学生が殉難した。小岩井氏はこの件に関して、上海海軍武官府と交渉し、その後の同造船所への学生の派遣を中止させている。

また1945年に入ると、徴兵年齢が19歳に引き下げられ、徴兵検査が2月に実施された。本間学長は、3月7日その合格者の入隊が20日と決まったので、学生を派遣していた各事業所と交渉し、入営までの期間、休養がとれるよう学生に配慮した措置をとっている。

第3章において筆者は、東亜同文書院（大学）の軍事動員について分析した。その最初にきたのは、日本の他の高等教育機関よりも早く、日中戦争開始まもなくの1937年秋に行われた34期生の通訳従軍であった。それには、軍からの強い要請があったとはいえ、書院自身が賛同し、院長の参加呼びかけを通じてなされたという経緯がある。この従軍者80名は、その殆どが中部支那派遣の各部隊に分属されて、その優れた語学力によって、中国軍捕虜の尋問、協力してくれる中国民間人との交渉、中国側文書の和訳、中国軍部隊に対する撤退または降服文書の作成、占領地の宣撫や治安維持のための布告文やビラの作成、等、総じて広

義の情報活動に従事した。筆者は第1章で、東亜同文書院が厳密な意味でのスパイ養成学校であることを明確に否定したが、その学生たちが、通訳従軍のなかでこのような広義の情報活動に参加したことを否定しない。これは、他の多くの大学や専門学校とは異なり、書院が負わねばならない特殊な重荷である。ただ同文書院の名誉のためにつけ加えれば、ほぼすべての従軍者が書院精神にもとづいて、無辜の住民をできる限り救おうという気持ちをもっており、事実多様なやりかたでそれを実行したことである。それにも拘わらず、その行為は日本軍が侵攻を続け、その占領地を維持するという範囲内で行われ、それに役立つものであった。むしろ誇るべきは、幾人かの参加者が、戦争の悲惨極まる現実に失望して、軍のやり方を公然と批判したこと、また非常に多くの参加者が、その後の日中戦争全体を振り返って、それは「聖戦」ではなく、日本の侵略戦争であったことを反省している事実である。

書院の軍事動員は、通訳従軍で終わらなかった。次にくるのは、軍事教練である。教練は、同文書院が中国・上海の租界外の地にあったため、内地の他の大学などよりずっと遅れて1938年秋に導入された。しかしそれは、早速1939年度から他の大学同様、必修化され、その後は年々強化されていった。

次にきたのは、早期の徴兵を可能にするための在学期間の短縮、繰り上げ卒業であった。1941年度には3ヵ月、42、43年度には6ヵ月の繰り上げ卒業の措置がとられた。そして1943年10月、ついに在学期間中の徴集猶予停止、満20歳以上の学徒を戦場にかりたてる、いわゆる学徒出陣であった。さらにこの徴兵年齢は、1945年3月には満19歳へ、同年6月には17～18歳へと引き下げられた。その結果、敗戦間近にキャンパスに残留していた書院生の数は、中学を卒業したばかりの満16歳の学生と病人のわずか約40名にまで減っていた。

この間、1944年3月、徴兵年齢が19歳に引き

下げられた時、書院生が入営前の訓練で現役兵に殴打されるという事件が起こった。その時は本間学長と小岩井氏が、抗議のため二人で軍に赴いている。

そして書院キャンパスは、敗戦の年には完全に軍の倉庫、通過軍隊や常駐軍の宿营地と化していた。このように東亜同文書院大学は、敗戦の結果、中国側に接収される以前に、その前一度すでに日本側によって崩壊させられていたのであった。

最後に、東亜同文書院（大学）の戦争責任についてどう考えればよいか、私見を述べておこう。ここでの意見は、戦争責任に関する、丸山真男氏や家永三郎氏の見解を、筆者なりに書院に適用したものである。筆者も、アジア・太平洋戦争の最も重大な責任はファッショ化した軍部とそれに追随した政治家や官僚にあると考えている。それゆえ「一億総懺悔」といった考えがナンセンスであることはいうまでもないが、その逆にすべての責任を軍部に負わせて、あとは無罪放免させるといった見解も一面的である。例えば、敗戦直後、呉羽分校教授会で語られたような、当時のどの教育機関が支配者の意思に逆らえたか、といった議論はこれに近い。筆者は、日本の高等教育機関は、当時の権力によって強制されながらも、それに従い協力したという意味で、消極的ながら一定の責任は免れえないと考えている。そうすれば、同文書院（大学）もその責任を共有しているといわねばならない。そして書院は厳密な意味でのスパイ学校ではなかったにせよ、通訳従軍において軍とともに行動しながら広義の情報活動に従事したこと、また調査旅行において占領地区で軍の委託調査を行ったことなどを考慮するならば、同文書院大学は、日本の平均的な高等教育機関を超える責任を負っているように思える。

あれほど良心的で勇氣ある行動を貫いた本間喜一氏でさえ、愛知大学創立にあたって、自分は同文書院大学学長時代、壮行の辞をのべて多くの青年学徒を戦場に送り、再び帰らぬ学生たちもいたことを反省して、初代学長の就任を断っている事

実の深い意味を、私たちは正しく考える必要があらう。

注

第1章

- 1) 東亜同文書院＝スパイ学校説は、正確な科学的論証もなく流布された俗説であるが、それでも幾分か学問的な記述でそれを行っているのは、H・ノーマンである。彼はその「近衛文麿」（大窪原訳、『ハーバート・ノーマン全集』第2巻、岩波書店1977年、334頁）に関する一節で次のように述べている。「この東亜同文会は、表面は中国との文化関係の団体であったが、実際には中国および隣接地域で活動する日本の諜報員養成所であった。」

このノーマンの見解に対して、衛藤藩吉氏は、「アジア解放・光と影」（霞山会編、『東亜同文会史』、1988年所収）において、同文会先覚者たちが望んだものは、「アジアの解放であった」と真っ向から反論している。しかし氏といえども、同文会参加者や同文書院出身者の辿った道は、日本陸軍への奉仕、反体制の堅持、商社員、政府官僚と多様であったことを否定していない。

また江頭数馬氏も、「東亜同文会と東亜同文書院の評価問題」（霞山会編、『東亜同文会史論考』、1998年所収）において、同文会・同文書院に対する「悪評」を冷戦構造からくるイデオロギー的偏見として退ける。とはいえ氏も、同文会の研究は、本来、日清貿易振興を目的としたものであったが、「ただ、日本政府の対華政策に利用された面もあり、軍による帝国主義的膨張政策と関係はあった」（211頁）ことを認めている。

愛知大学の藤田佳久教授は、（東亜同文書院・中国調査旅行記録・第3巻『中国を越えて』、愛知大学1998年、i～iii頁）において、「ビジネススクールとしての東亜同文書院」という現代風の巧みな命名をした。そして教授は、『東亜同文書院 中国大調査旅行の研究』（大明堂 2000年、8頁）で、同文書院は、「……民間のビジネススクールであり、戦後に流布されたような国策学校ではなかったのである。」とし、「スパイ学校説」を明確に否定している。それでも教授は、同文書院の学生が行う中国調査旅行が、満州事変以降著しく制約を受けるようになったと、日本の対中政策を批判的に評価している。

- 2) 愛知大学は、これまで以下のような自校史を編纂してきた。愛知大学十年史編纂委員会編、『愛知大学10年の歩み』、1956年；愛知大学二十年史編纂委員会編、『愛知大学——二十年の歩み——』、1972年；

- 愛知大学五十年史編纂委員会編、『愛知大学五十年史』(資料編)、1997年；同『愛知大学五十年史』(通史編)、2000年；愛知大学小史編集会議編、『愛知大学小史 六十年の歩み』、梓出版2006年。これらは、いずれも愛知大学の創立にあたって、東亜同文書院大学の教職員・学生が中心的な役割を演じたことを史実としては認めている。しかし同文書院大学から愛知大学への移行が、同質なもののたんなる展開であったのか、それとも質的变化をとげた、言葉の真の意味での発展であったのかについての考察は、充分にはなされていない。
- 3) 滬友会編、『東亜同文書院大学史』、1982年(以下、これを『新大学史』と略す)、154～155頁。
 - 4) 霞山会編、『東亜同文会史 昭和編』、2000年、177～179頁。
 - 5) 「大學令」、『日本法令全書』(大正7年版)、376頁。
 - 6) 久保義三著、『昭和教育史』上(戦前・戦時下編)、三一書房1994年、330、347頁。
 - 7) 江口圭一著、『十五年戦争小史』、青木書店1986年、113、117頁。
 - 8) 外務省外交史料館、H430、2-3、0007～0012。
 - 9) 前掲『新大学史』、155～156頁；前掲H430、2-3、0020。
 - 10) 前掲『新大学史』、731頁；前掲H430、2-3、0024。
 - 11) 前掲「大學令」、374頁。
 - 12) 前掲『新大学史』、156頁；前掲H430、2-3、0022。
 - 13) 滬友会編、『東亜同文書院大学史』、1955年(以下、これを『旧大学史』と略す)、270頁；藤田教授も、この時期の学生調査について、「その変質ぶり」を指摘している。前掲「中国大調査旅行の研究」、323～324頁。
 - 14) 前掲H430、2-3、0100～0101。
 - 15) 前掲『新大学史』、156頁。
 - 16) 前掲H430、2-3、0108。
 - 17) 前掲『東亜同文会史 昭和編』、197頁。
 - 18) 同書、195頁。
 - 19) 前掲H430、2-3、0107。
 - 20) 前掲「大學令」、375頁。
 - 21) 天野郁夫著、『旧制専門学校論』、玉川大学出版部1993年、232～237頁。
 - 22) 前掲『東亜同文会史 昭和編』、212頁。
 - 23) 前掲『新大学史』、156頁。
 - 24) 天野郁夫著、『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部1989年、225頁。
 - 25) 同書、271～273頁。
 - 26) 太田明「『日本における大学の形成』と『戦後の学制改革』」、『愛知大学史研究』創刊号(2007年)、44頁；拓殖大学創立百年史編纂専門委員会編、『拓殖大学百年史』(部局史編)、2002年、4頁。
 - 27) 拙稿、「旧制大学の歩み」、前掲『愛知大学史研究』所収、参照。これは、これまで全然解明されてこなかった東亜同文書院——同大学——旧制愛知大学の展開を、旧制高等教育史の中で位置づけようとしたものである。
 - 28) 前掲H430、2-3、0013～0014。
 - 29) 前掲『新大学史』、160頁。
 - 30) 同書、162頁；外務省外交史料館、H-0177のファイル。
 - 31) 東亜同文会『事業報告書』(昭和18年度上半期)、46～47、56～57頁。(以下、『事業報告書』(昭和○年度上または下半期)と略す)
 - 32) 天野前掲『近代日本高等教育研究』、339頁。
 - 33) 同書、333頁；伊藤彰浩著、『戦間期日本の高等教育』、玉川大学出版部1999年、付表2「公私立高等教育機関の創立年」(1903-45年)、参照。
 - 34) 『事業報告書』(昭和18年度上半期)、1頁；前掲『新大学史』、65頁；前掲『東亜同文会史 昭和編』、583、586～587頁。
 - 35) 前掲『新大学史』、159～160頁。
 - 36) 同書、257～258、270～271頁。
 - 37) 毛井正勝、「敗戦前後の学長 本間喜一のひとと足跡」、『東亜同文書院大学と愛知大学』第4集、1996年、参照。「白票事件」とは、1935年に東京商大で発生した、1助教授の博士論文審査が、白票が多数でため承認されず、ついでその学長の収拾策をめぐって学長と教授たちとが対立し、数名の教員が辞職した事件。
 - 38) 前掲『新大学史』、258頁。
 - 39) 毛井前掲論文、42頁。
 - 40) 『事業報告書』(昭和13年度下半期)、3～4頁；同(昭和14年度下半期)、4頁；同(昭和15年度下半期)、3頁。
 - 41) 前掲『新大学史』、160頁。
 - 42) 国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』5(学校教育)、国立教育研究所1974年、1291頁。
 - 43) 前掲『新大学史』、161頁。
 - 44) 前掲『日本近代教育百年史』、1291～1292頁；前掲『新大学史』、162頁。
 - 45) 前掲『新大学史』、同所。
 - 46) 同書、162～163頁。
 - 47) 本間喜一、「東亜同文書院大学引揚前後事情報告書」、前掲『東亜同文会 昭和編』、310頁。
 - 48) 前掲『新大学史』、163頁。
 - 49) 本間前掲報告書、310頁。
 - 50) 前掲『新大学史』、645頁。
 - 51) 外務省外交史料館、H-0287、0232～0233。

- 52) 前掲『新大学史』、134～135、141～142頁；伊藤喜久蔵、「中国革命支援に青春を捧げる」：滬友会編、『滬城に時は流れて』、滬友会1992年；伊藤喜久蔵、「不幸な時代の青春の記録——東亜同文書院生と反戦運動——」：愛知大学東亜同文書院大学記念センター編、『東亜同文書院大学と愛知大学』第2集、1994年、参照；栗田尚弥著、『上海東亜同文書院——日中を架けんとした男たち——』、新人物往来社1993年、216～240頁、「学園闘争の人々」、参照。
- 53) 『事業報告書』（昭和9年度下半期）、29頁。
- 54) 前掲『旧大学史』、281頁。
- 55) 穴沢一寿、「通訳従軍反対論者、野崎教授」、通訳従軍編集委員会編、『長江の水天をうち——江南に失われし刻を求めて——』、第34期生会1993年、182頁。
- 56) 前掲『旧大学史』、281、288、294頁；前掲『新大学史』、606、614、629頁。
- 57) 尾崎茂夫、「本間教授留任で熱弁」：前掲『滬城に時は流れて』、70～71頁。
- 58) 同書、71頁。ここでこの嘆願書は、常用漢字に直されて収録されているが、署名者は賀来外25名となっており、彼らの名譽のためにそのすべてを挙げておく。
- 59) 前掲『新大学史』、258頁。
- 60) 同所。
- 61) 杉本出雲、「上海時代の先生」、愛知大学新聞会編、『愛知大学新聞——小岩井淨追悼特集号』、1960年、56頁。
- 62) 前掲『新大学史』、168～170頁；関口忠彦、「海を渡れなかった若者たち」：『学生たちの証言で綴る創成期の愛知大学』、愛知大学同窓会2007年、参照。
- 63) 前掲『東亜同文会史 昭和編』、313頁。
- 64) 同書、313～318頁。
- 第2章
- 65) ファシズム一般に関しては、山口定著、『ファシズム』（第14刷）、有斐閣1987年、参照。ナチズムに関しては、栗原優著、『ナチズム体制の成立』、ミネルヴァ書房1981年、参照。
- 66) 一般には、日本ファシズムを「軍部ファシズム」とする見解が支配的である。例えば、戸川猪佐武著、『近衛文麿と重臣たち』、講談社1982年；大内力氏は、それに独自の構造を見出し、「日本的ファシズム」と名づけている。大内力著、『日本の歴史』24「ファシズムへの道」、中央公論社1967年、470～487頁；また江口圭一氏は、それが天皇制体制のもとで、天皇をも不可欠な構成要因の一つとして成立していることに注目して、これを「天皇制立憲主義」から転成した「天皇制ファシズム」と呼んでいる。江口圭一著、『日本帝国主義史研究』、青木書店1998年、参照。
- 67) 久保前掲書、341～371頁、参照。
- 68) 『東亜同文会史 昭和編』、165～167頁。
- 69) 久保前掲書、372～394頁。
- 70) 渡辺徹、「国民精神総動員運動」、『日本近現代史辞典』（第6刷）、東洋経済1990年、217頁。山中恒、「国民精神総動員」、「現代学校教育大事典」第4巻、ぎょうせい2002年、136頁。
- 71) 渡辺前掲箇所。
- 72) 前掲『東亜同文会史 昭和編』、203～204頁。
- 73) 我妻栄編、『旧法令集』、有斐閣1968年、626～629頁。なお同法の成立過程と構造については、林茂著、『日本の歴史』25「太平洋戦争」、中央公論社1967年、82～89頁、参照。
- 74) 前掲『新大学史』、143頁。
- 75) 同書、143～144頁。
- 76) 『事業報告書』（昭和18年度下半期）、24頁。
- 77) 前掲『新大学史』、143頁。
- 78) 同書、146、153頁。『事業報告書』（昭和13年度下半期）、14～15頁。
- 79) 山中恒、「国民精神作興に関する詔書」、前掲『現代学校教育大事典』第4巻、135～136頁、参照。
- 80) 『事業報告書』（昭和10年度下半期）、33頁。
- 81) 『事業報告書』（昭和11年度下半期）、45頁。
- 82) 『事業報告書』（昭和12年度上半期）、72～73頁。
- 83) 『事業報告書』（昭和12年度下半期）、25頁。
- 84) 『事業報告書』（昭和13年度上半期）、38頁。
- 85) 同書、38～42頁。
- 86) 前掲『旧大学史』、272頁。
- 87) 『事業報告書』（昭和14年度上半期）、29頁。
- 88) 『事業報告書』（昭和14年度下半期）、23頁。
- 89) 同所。
- 90) 同書、24～25頁。
- 91) 東京大学百年史編集委員会編、『東京大学百年史』、通史二、1985年、824～825頁。
- 92) 『事業報告書』（昭和15年度上半期）、34頁。
- 93) 『事業報告書』（昭和15年度下半期）、30～31頁。
- 94) 前掲『新大学史』、160頁。
- 95) 『事業報告書』（昭和15年度下半期）、29頁。
- 96) 『事業報告書』（昭和16年度下半期）、19～20頁。
- 97) 近代日本教育制度史料編纂会編、『近代日本教育制度史料』第7巻、日本雄弁会講談社1956年、194～196頁、参照；前掲『新大学史』、161頁。
- 98) 前掲『新大学史』、同所。
- 99) 『事業報告書』（昭和17年度上半期）、15頁。
- 100) 『事業報告書』（昭和17年度上半期）、24、25頁。同（下半期）、19、25、29、31、32頁。
- 101) 『事業報告書』（昭和17年度上半期）、15頁；同（下

- 半期)、24頁。
- 102) 同所。
- 103) 『事業報告書』(昭和18年度下半期)、19頁。
- 104) 『事業報告書』(昭和18年度上半期)、59頁；同(下半期)、37頁。
- 105) 『事業報告書』(昭和18年度上半期)、45、47、49～50、51、53頁。
- 106) 『事業報告書』(昭和18年度下半期)、30頁。
- 107) 『事業報告書』(昭和18年度上半期)、46頁；同(下半期)、22頁。
- 108) 『事業報告書』(昭和18年度下半期)、24頁。
- 109) 『事業報告書』(昭和18年度下半期)、34～36頁。
- 110) 前掲『旧大学史』、299頁。
- 111) 前掲『東京大学百年史』、829～830頁。
- 112) 同所；前掲『近代日本教育制度史料』、269頁。
- 113) 前掲『新大学史』、163～164頁。
- 114) 同書、651～652頁；本間喜一、「上海時代」、坂野太郎、「叱られたこと・教えられたこと」、前掲『愛知大学新聞 小岩井浄追悼特集号』、57、71頁、参照。
- 第3章
- 115) 前掲『新大学史』、148頁。
- 116) 前掲『東亜同文会史 昭和編』、175頁。
- 117) 前掲『新大学史』、149頁。
- 118) 同書、571頁。
- 119) 今村鎮雄、「大内院長の苦衷」、前掲『長江の水天をうち』、51頁。
- 120) 同書、272～275頁；前掲『新大学史』、149～150頁。
- 121) 同所。
- 122) 前掲『新大学史』、139頁。
- 123) 今村前掲回想記、56頁。
- 124) 前掲『旧大学史』、266頁。
- 125) 穴沢前掲回想記、「通訳従軍反対論者、野崎教授」、181～183頁。
- 126) 前掲『新大学史』、151頁。
- 127) 鈴木康雄、「我が故郷東亜同文書院と父鈴木擇郎」、愛知大学東亜同文書院大学記念センター編、『東亜同文書院大学と愛知大学』(第3集)、六甲出版1995年、26～27頁。
- 128) 林文月、「上海同文書院と愛知大学」、前掲誌、59頁。
- 129) 木村弥佐一、「杭州無血入城」、前掲『長江の水天をうち』、61頁。
- 130) 同書、61～67頁、参照。
- 131) 橋川滉、「工兵小隊と南京へ」、同書、202～203頁、参照。
- 132) 同書、195頁。
- 133) 「白山正己氏の談話」、同書、224頁。
- 134) 今村前掲回想記、同書、50～57頁、参照；島田隆夫、「慙愧の従軍」、同書、105頁；井上侖、「虐殺三十万」、同書、142～147頁。
- 135) 同書、56頁。
- 136) 同書、105頁。
- 137) 井上前掲回想記、参照；穴沢前掲回想記、191～194頁。
- 138) 味沢公勝、「日中友好に尽力」、前掲『長江の水天をうち』、28頁。
- 139) 久保前掲書、122～123頁。
- 140) 東京帝大に関しては、前掲『東京大学百年史』、433～437頁；京都帝大に関しては、京都大学百年史編集委員会編、『京都大学100年史』(総説編)1998年、331～334頁；早稲田大学に関しては、久保前掲書、142～143頁。
- 141) 前掲『東亜同文会史 昭和編』、180頁。
- 142) 前掲『新大学史』、153頁。
- 143) 稲岡進・絲屋寿雄著、『日本の学生運動』(第4刷)、青木新書1968年、92～99頁。
- 144) 前掲『旧大学史』、280頁。
- 145) 『事業報告書』(昭和14年度上半期)、23～24頁。
- 146) 同書、31頁。
- 147) 同書(昭和14年度下半期)、27～28頁。
- 148) 『事業報告書』(昭和16年度下半期)、25～26頁。
- 149) 『事業報告書』(昭和17年度下半期)、22～23、43～44頁。
- 150) 『事業報告書』(昭和18年度上半期)、49頁。
- 151) 同書、49～50頁。
- 152) 前掲『日本近代教育百年史』、1290頁。
- 153) 同書、1290～1291頁。
- 154) 同書、1291頁。
- 155) 同所。
- 156) 同書、1291～1292頁。
- 157) 同書、1292頁。
- 158) 『事業報告書』(昭和18年度下半期)、22頁。
- 159) 同書、25～26頁。
- 160) 同書、25頁。
- 161) 同書、26頁。
- 162) 前掲『日本近代教育百年史』、1292～1293頁。
- 163) 本間前掲報告書、310頁。
- 164) 前掲『日本近代教育百年史』、1293頁。
- 165) 本間前掲報告書、310頁。
- 166) 前掲『新大学史』、663頁。
- 167) 『事業報告書』(昭和17年度下半期)、26～27頁。
- 168) 同書(昭和18年度上半期)、46頁。
- 169) 同書、56～57頁。
- 170) 本間前掲報告書、310頁。
- 171) 前掲『旧大学史』、280～281頁。
- 172) 前掲『新大学史』、663頁。
- 173) 同書、655～656頁。